

17 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【外務省、防衛省】

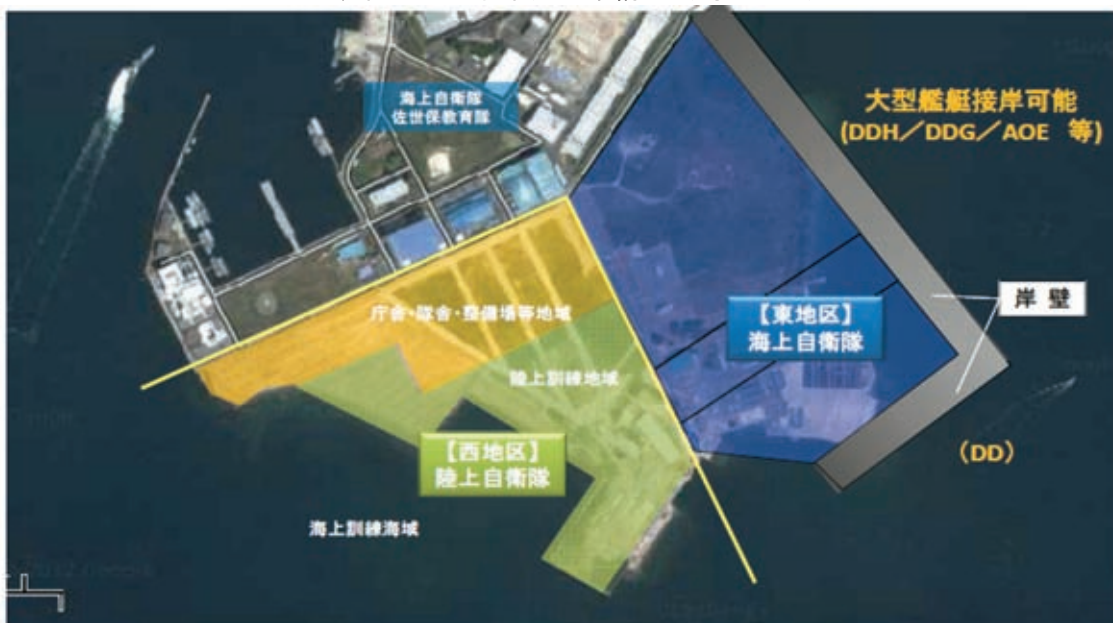
【提案・要望の具体的内容】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要な同弾薬庫の一部敷地の早期の返還
- 3 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進
- 4 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
 - (1) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還
 - (2) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

佐世保港の全景



自衛隊による利活用基本構想（崎辺地区）



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）は佐世保港の臨港地区の中心部に位置し、佐世保港の有効活用に支障をきたしております。

このため、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在し、これらが地域産業の振興発展やまちづくりを図る上での阻害要因となっており、また、地域住民に不安を与えている面もあります。
このため、昭和46年から米軍提供施設等の返還要望がなされてきましたが、返還が進捗しない状況が続いたため、従来の返還要望項目について実現性を高める観点から、整理・検討が行われ、平成10年に「新返還6項目」として見直されました。現在、赤崎貯油所に関する2項目が完結し、立神港区第1号岸壁から第5号岸壁の返還については、平成26年2月4日に第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部約505m及びその背後地約4,720㎡の返還が実現しております。
- ・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日の日米合同委員会で合意がなされましたが、前畑弾薬庫を針尾島弾薬集積所（隣接する水域を含む）に移設すること並びに米海軍家族住宅の不足解消が返還条件となっているため、今後なお一層の進捗を図る必要があります。
- ・旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）については、敷地内に米軍のユーティリティ（電力・通信設備等）が埋設されている状態にあります。
- ・崎辺東地区については、エアクッション型揚陸艇(LCAC)の駐機場として米海軍が暫定的に使用していましたが、国の施設整備事業により、西海市の米海軍横瀬貯油所に新施設が完成し、昨年3月、正式に移転しました。その跡地については、LCAC駐機場建設方針が示されて以来、日本側への返還と海上自衛隊による利活用を要望し、更には国による潜水艦の増隻方針を受け、潜水隊群の佐世保配備を要望していましたが、本年3月、国から岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想が示されました。
- ・また、崎辺西地区については、陸上自衛隊相浦駐屯地に一つ目の水陸機動連隊を配置することに併せて、水陸両用車部隊を配備する（候補地の一つ）という基本的な構想が示されました。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日に日米合同委員会で合意されたところであり、今後、前畑弾薬庫の移設が、国による本格的な事業として大きく進展していくことが望めます。また、同弾薬庫の一部敷地は、佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要であり、早期の返還が望めます。
- ・立神岸壁の返還については、3号岸壁の一部、4号岸壁、5号岸壁の一部が返還されたことから、今後は残る岸壁の早期返還に向けた対応が望めます。
- ・佐世保港の有効活用を図る上で、崎辺地区の利活用は基地政策の重要課題であると認識しております。崎辺東地区については、早急に日本側へ返還していただき、海上自衛隊施設の早急な整備を図っていただくとともに、崎辺西地区については、陸上自衛隊（水陸両用車部隊）配備構想の実現に向けた取り組みを進めていただくことを要望いたします。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・佐世保港のすみ分けを実現することで、地域産業の振興、佐世保港の計画的な活用による佐世保市の発展、さらには、地域住民の安全・安心の確保に寄与します。

18 「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

1 地方交付税の充実強化

- (1) 全国一律の基準ではなく、各地域に必要な財政需要を適切に捕捉し、離島やへき地対策など、多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性に十分配慮すること
- (2) 社会保障費の増嵩に対し、単純に他の行政経費を圧縮することにより対応するのではなく、厳しい経済雇用情勢を踏まえた、投資事業を含む地方の財政需要を適切に積上げること
- (3) 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、地方全体として必要な地方交付税の額を確保するとともに、その総額については、地方交付税の安定性を高め、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行等によることなく、法定率の引上げにより確保すること

2 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映

- (1) 地方行財政の制度設計に当たっては、地域の自主性及び自立性を高めるため、「国と地方の協議の場」などにおいて、地方の意見を十分に聴取した上で、確実に反映するとともに、決して、国の財源捻出のために、地方交付税の削減や補助金の削減を行わないこと
- (2) 社会保障制度改革に伴う地方負担の増加分については、適切に地方財政計画に反映させるとともに、その配分にあたっては、本県の離島や過疎地域のように高齢者の占める割合が高い一方で税収が少ないなど地域の特殊性・実情に十分配慮すること

3 車体課税見直しにおける地方財政への配慮

- (1) 自動車取得税は地方の貴重な財源であることから、廃止に当たっては必ず代替財源を確保するとともに、譲与税で地方を支える自動車重量税の見直しについても、地方財政に十分配慮すること

【1 地方交付税の充実強化について】

○多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性とは

- ・県土は、陸域面積は4,105km²ですが、県域は海域を含め東西213km、南北307kmにわたり、九州本土全域と同じ広がりを持っています。海岸線延長は4,203kmで全国2位の長さです。
- ・県内移動に非常に大きなコストを要し、行政効率・生産効率が上がりにくい構造であり、特に、学校や警察、その他行政機関を効率的に配置できない等行政コストが割高となっています。

人口一人当たりの歳出 (平成24年度決算)	長崎県	全国平均	全国との比較
○福祉・子育て支援の経費	7万2千円	5万7千円	1.3倍
○教育の経費	10万8千円	8万5千円	1.3倍
○警察の経費	2万8千円	2万5千円	1.1倍

○地方交付税の安定性の向上、持続可能な制度とは

- ・平成26年度の地方財政計画における地方一般財源総額は、社会保障の充実分等を含め、前年度を上回る額が確保されましたが、増嵩する社会保障費に他の経費の圧縮により対応している状況が続いております。
- ・地方の財源不足については、抑制が図られたものの引き続き臨時財政対策債の発行により対応されており、その償還を後年度に行っていく必要があることから、将来の地方財政の健全性を阻害しています。

地方財源不足の状況	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
○地方財源不足額 (億円)	52,476	104,664	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938
うち臨時財政対策債 (億円)	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,132	55,952

【2 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映について】

○国の財源捻出のために地方財源総額の削減を行わないとは

- ・本県では、三位一体の改革の際、平成16年度から18年度までの3年間で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得ませんでした。

○社会保障制度改革に伴う財源確保については、本県の離島や過疎地域のように高齢者の占める割合が高い一方で税収が少ないなど地域の特殊性・実情に十分配慮することとは

- ・社会保障制度改革推進本部において、現在、具体的な検討が進められておりますが、持続可能な社会保障の実現のためには地域の実情に応じたサービス及びそのための財源確保が必要になってきます。

【3 車体課税見直しにおける地方財政への配慮について】

○自動車取得税の代替財源の確保とは

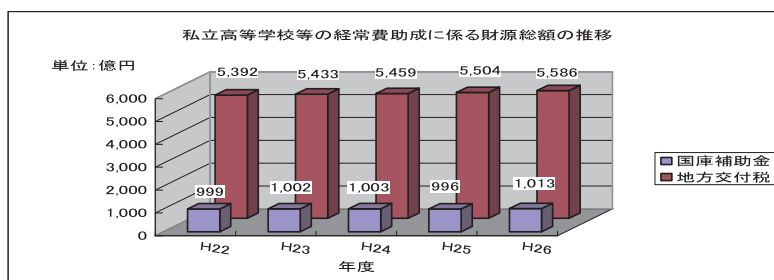
- ・自動車取得税については、従来から偏在性が少なく、県・市町（税額の約7割を自動車取得税交付金として市町へ交付）両方にとって貴重な税源であったことから、これに代わる具体的な地方財源なしに廃止することはあってはならないと考えております。

19 私学助成の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

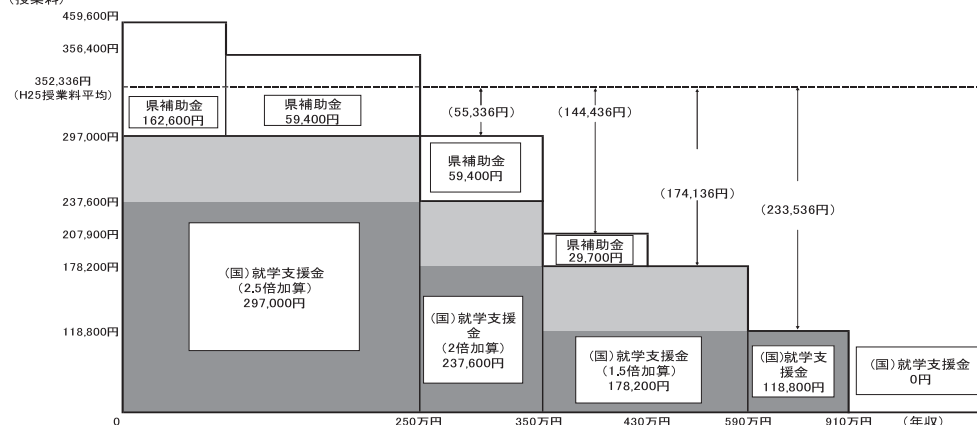
- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の充実を図ること
 - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた経常費助成費補助金の特別加算措置を設けること
 - (4) 高校生修学支援基金事業を延長し、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を追加交付すること
- 2 高等学校や幼稚園における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金及び幼稚園就園奨励補助金制度の更なる拡充を図ること



国の生徒一人当たり補助単価の推移

区分		(単位：円)				
		H22	H23	H24	H25	H26
高 校	国庫補助金	52,743	52,905	52,958	53,329	53,702
	地方交付税	253,400	255,900	257,300	259,900	263,300
	計	306,143	308,805	310,258	313,229	317,002
中 学 校	国庫補助金	45,772	46,087	46,133	46,456	46,781
	地方交付税	253,100	255,400	256,800	259,400	262,800
	計	298,872	301,487	302,933	305,856	309,581
小 学 校	国庫補助金	44,116	44,487	44,531	44,843	45,157
	地方交付税	253,100	255,400	256,800	259,400	262,800
	計	297,216	299,887	301,331	304,243	307,957
幼 稚 園	国庫補助金	22,587	22,619	22,642	22,800	23,005
	地方交付税	146,800	148,600	149,400	150,900	153,200
	計	169,387	171,219	172,042	173,700	176,205

長崎県の私立高等学校授業料軽減制度と保護者負担額(H26新制度)
(授業料)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割以上が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・ しかし、少子化の進行により私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・ また、平成26年4月より所得制限の導入を含む新たな高等学校等就学支援金制度が実施され、新1年生からは年収590万円未満世帯の生徒に対して支援金額が増額されましたが、依然として保護者負担の公私間格差は大きい状況にあります。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法について

- ・ 国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率（国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合）を乗じた額とされています。圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
- ・ 私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。

◆地域の実情に応じた助成の加算措置について

- ・ 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
- ・ 長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の約40%を占めており、100人未満の小規模校が4校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- ・ 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱であります。公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

◆高校生修学支援基金事業の延長及び高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の追加交付について

- ・ 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により高校生修学支援基金を造成し、経済的理由による修学困難な高等学校等生徒に対する授業料軽減事業を実施していますが、高校生等の修学を取り巻く経済状況は依然として厳しい状況にあるため、当該基金事業について平成27年度以降の延長が必要です。特に平成27年度までは新旧の高等学校等就学支援金制度が併用されるため、授業料軽減事業実施のための財源としての特例交付金の追加交付が不可欠です。

◆高等学校等就学支援金及び幼稚園就園奨励費補助金制度の更なる拡充について

- ・ 長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成25年度平均で352,336円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成していますが、年収250万円以上の世帯は保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の更なる拡充が必要です。
- ・ 平成26年度に幼稚園就園奨励費補助金の拡充が図られましたが、保護者負担の公私格差を是正するためには、更なる拡充が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園を含む）の増額を望みます。
- ・ 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・ 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- ・ 平成27年度以降の高校生修学支援基金事業の延長と特例交付金の追加交付を望みます。
- ・ 高等学校等就学支援金及び幼稚園就園奨励費補助金制度の更なる拡充を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・ 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができます。
- ・ 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につながることができます。
- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路選択することができます。

20 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

1 耐震化事業に係る国庫補助の充実

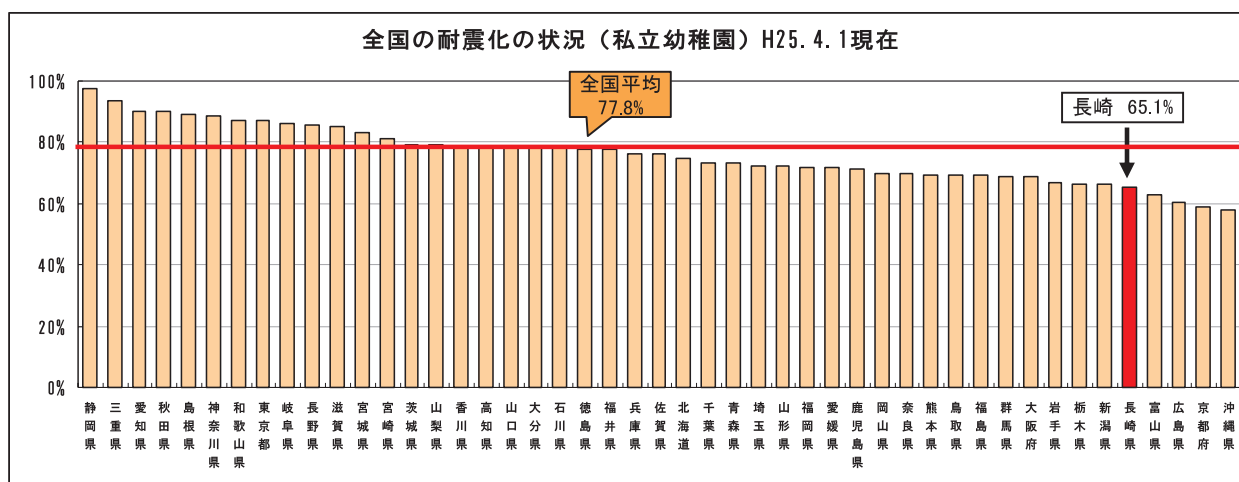
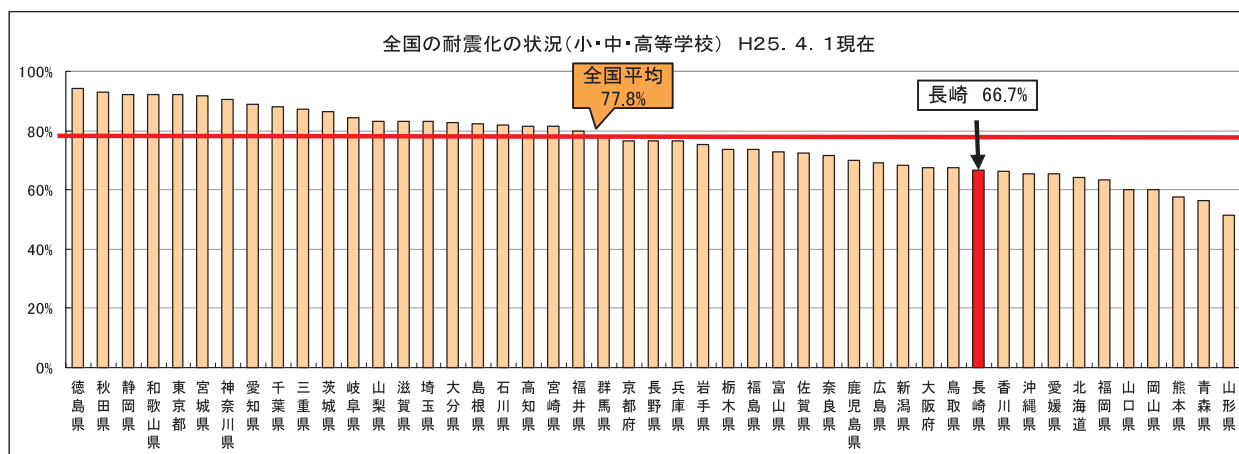
- (1) 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る予算について、十分に確保すること
- (2) I_s 値0.3以上0.7未満の施設に係る補強工事についても、 I_s 値0.3未満と同様の国庫補助率の嵩上げを図ること

また、私立学校・幼稚園施設の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること

2 耐震化のための地方財政措置の充実

私立学校・幼稚園施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすること

【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況(耐震化率)】



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 学校及び幼稚園は、児童、生徒及び幼児が長時間過ごす生活・学習の場ですが、本県における私立学校・幼稚園の耐震化率は全国平均を下回っており、災害時における安全性の確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境づくりは公私の区分なく進める必要がありますが、本県においては、公立高等学校の耐震化率が100%、公立小中学校の耐震化率が83%を超えている一方で、私立学校・幼稚園の耐震化は設置者負担が大きいため、取組が進まない状況となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆公立学校と同率の補助率について

- ・ 私立学校・幼稚園の国庫補助率は、①耐震補強Is値0.3未満の場合1/2、②耐震補強Is値0.3以上0.7未満の場合1/3、③改築1/3となっており、公立学校の①2/3、②1/2、③1/3～1/2と比べて低く措置されており、工事にかかる設置者負担が大きいため、取組が進まない状況にあります。耐震化促進のため、県独自の補助制度（補助率1/6）を設けていますが、耐震化を促進するためには、公立学校と同率の補助率とすることが必要です。

◆私立学校・幼稚園施設の地方単独補助に対する地方財政措置について

- ・ 公立小中学校の施設整備は、国の補助を受け、設置者である市町負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置を受けています。耐震化を促進するためには、私立学校・幼稚園施設の耐震化にかかる地方単独補助についても地方財政措置を講じていただく必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る予算が十分に確保されることを望みます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業の補助率について、公立学校と同率とすることを望みます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 国庫補助額を増額させ私立学校・幼稚園施設設置者の負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境が確保されます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化にかかる地方単独補助へ財政措置を講じることで、耐震化の一層の促進が図られます。

21 C I Q体制の強化について

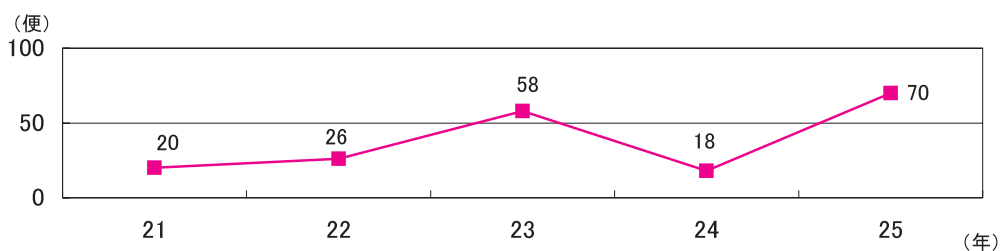
【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

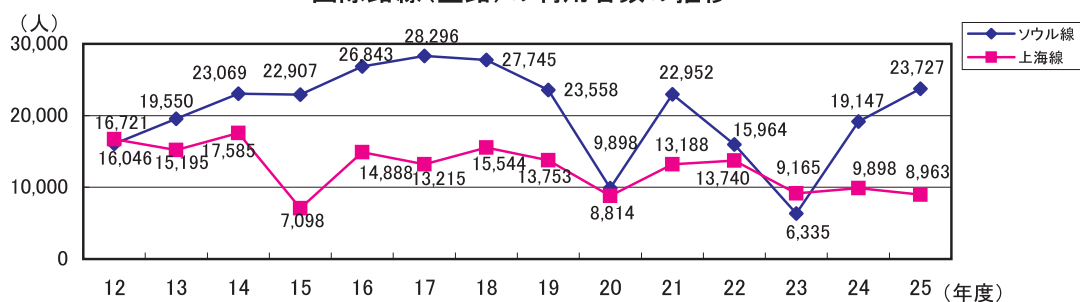
アジア諸国との相互交流をさらに拡大し、将来に向けて友好関係を発展させるため、交流の玄関口となる空港、港湾においてC I Q体制強化を図ること

- (1) 国際航空路及び国際航路を有する長崎空港、対馬空港、長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港のC I Q体制強化を図ること
- (2) 今後、国際路線の就航を予定している福江空港についてもC I Q体制を整えること

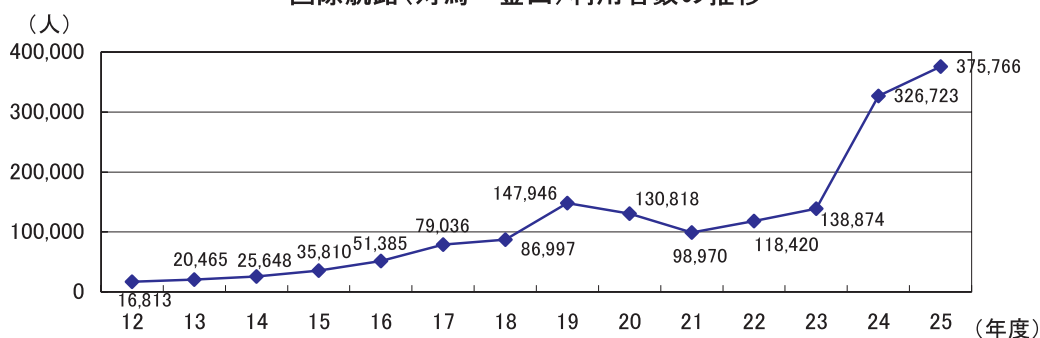
長崎空港の国際チャーター便運航実績の推移



国際路線(空路)の利用者数の推移



国際航路(対馬～釜山)利用者数の推移



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

国においては、「訪日外国人3000万人プログラム」の実現に向けてビジット・ジャパン事業に取り組んでいます。本県におきましても、「アジア・国際戦略」を策定し、アジアをはじめとした海外の活力を取り込み、経済活性化につなげるための取組を積極的に推進しており、アジアからの誘客拡大に向けても様々な施策を展開しているところです。

アジア諸国からの訪日客数は平成15年の約351万人から平成24年には1.8倍の約639万人へと拡大し、訪日外客数全体でも、平成25年には初めて1,000万人を突破いたしました。アジア諸国の経済成長は目覚しく、訪日客数も今後さらなる拡大が見込まれますので、国の玄関口となる空港、港湾において受入態勢の充実を図ることが必要です。

本県におきましても、空港管理者、港湾管理者の立場から鋭意態勢充実を図っているところですが、訪日客にとって最初の窓口となるC I Q体制の強化が図られれば、わが国に対する印象の向上に直結し、裾野の広い相互交流が拡大することになります。

この結果、交流拡大と信頼関係の確立により、わが国とアジア諸国との外交関係の強化につながると考えます。

このため、空港、港湾においてC I Q体制の強化を望みます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○長崎空港、対馬空港、長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港のC I Q体制

本県においては、アジアをはじめとする海外の活力を取り込むために、「アジア・国際戦略」を推進しており、従来から上海、ソウルへの国際定期航空路の維持・利用促進や国際チャーター便（平成25年：長崎空港70便）、クルーズ客船（平成25年：長崎港37隻）の誘致に努めております。

現在、長崎空港、長崎港のC I Qの体制は、ほとんどが長崎市内のC I Qを中心に対応を願っていますが、上海線など国際定期航空路、国際チャーター便、クルーズ客船等が同日の入出港になった場合、県外からの出張対応でも難しい状況となっております。

佐世保港においても、平成26年4月に7万総トン級のクルーズ客船の受入が可能な新岸壁の供用が開始されており、また、韓国との国際航路の開設に向けた施設整備が進められている国際旅客ターミナルの供用開始を、平成27年度に予定していることから、今後は利用者の更なる増加や長崎空港などの国際定期航空路等との同日の入出港などになることも見込まれます。

更に、近年のクルーズ客船が大型化していること、また、対馬においては、近年韓国との交流が盛んになっていることから、入国審査に要する時間の短縮化は喫緊の課題となっております。

○国際路線の就航を予定している福江空港のC I Q体制の整備

福江空港については、韓国からの継続的な国際チャーター便就航に向けた取組を進めており、長崎県の国際化を促進するため、C I Q体制を整えることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・長崎県内の空港や港のC I Q機関の増員及び常駐化等の体制強化を望みます。
- ・国際路線の就航を予定している福江空港についてもC I Q体制を整えることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

訪日客にとって最初の窓口となるC I Q体制の強化が図られれば、わが国に対する印象の向上に直結し、裾野の広い相互交流が拡大することになります。また、アジアをはじめとした海外の活力を取り込むことにより、経済活性化が図られます。

22 宿泊施設の耐震化促進のための施策の充実について

【内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

耐震改修促進法の改正に伴い実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要となる宿泊施設については、補助制度を活用してもなお、多額の自己負担が生じることになり、これまでも厳しい経営状況の中で経営を続けてきたホテル・旅館等にとっては、大きな負担となることが予想される。

宿泊施設は、外国人観光客の誘致拡大をはじめ、国の成長戦略を推進する上で重要な役割を担っているものであり、こうした実情を十分に踏まえ、以下の施策を講じること。

- 1 耐震改修に要する経費を削減するとともに、宿泊施設の営業への影響を最小限にとどめることができるよう耐震改修工法の技術開発を促進すること
- 2 宿泊施設の自己負担に対する融資が円滑に行われるよう努めるとともに、融資制度の更なる充実を図ること

耐震診断が義務付けられる宿泊施設

○要件

階数3以上 かつ 5,000㎡以上の施設(昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられたもの)

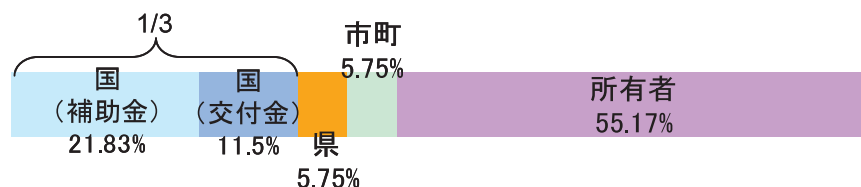
○長崎県内における対象宿泊施設数

市名	長崎市	佐世保市	島原市	大村市	平戸市	雲仙市	計
箇所数	7	1	2	1	4	7	22

耐震改修(建替え含む)に要する自己負担額試算

※長崎県における補助制度は未確定(検討中)であるため、次の補助率で試算
また、㎡あたり単価は、H26国要綱の限度額、面積は、対象22施設の平均を採用

1) 避難所等指定なしの場合



2) 避難所等指定ありの場合



○事業費 $48,700円 \times 8,949m^2 = 435,816千円$

○事業者負担額

1) 避難所等指定なしの場合 $435,816千円 \times 55.17\% = 240,440千円$

2) 避難所等指定ありの場合 $435,816千円 \times 4/15 = 116,218千円$

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

平成25年11月25日に改正耐震改修促進法が施行され、宿泊施設など、一定の要件を満たす建築物の所有者は、平成27年12月31日までに、耐震診断を実施し、その結果を、所管行政庁へ報告すること、所管行政庁は、診断結果を公表することが義務づけられたところです。本県には、昭和30～40年代に建築された宿泊施設が数多く残っており、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断される施設が相当数あるものと考えられます。

宿泊施設の耐震性の確保は、宿泊客の生命や身体の安全性の確保の面から、喫緊の課題であることは言うまでもありません。しかし、宿泊施設は、これまで厳しい経営環境に置かれており、補助制度を活用しても、多額の自己負担が予想される耐震改修を行う余力がありません。また、耐震診断結果については、耐震性の有無や、改修工事の予定等が公表されるため、耐震性が無く、改修工事の予定もない宿泊施設は、安全性への不安から、宿泊客が減少し、経営が圧迫され、廃業を選択する施設も出てくることが考えられます。老朽化した施設が多い地域については、観光地そのものが衰退してしまうことも考えられます。

国においては、成長戦略の一環として、訪日外国人旅行者3,000万人の実現に向けた取組みが行われていますが、宿泊施設は、このような国の政策を下支えする重要な役割を担っていることを踏まえ、耐震改修が円滑に実施されるための施策が必要と考えます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

耐震改修を行うためには、補助制度を活用しても、多額の自己負担が想定されますが、宿泊施設は、これまで厳しい経営状況にあったことから、この負担に耐えうる体力がありません。そのため、可能な限り、改修工事費を圧縮することや営業への影響を最小限にとどめることが必要です。また、併せて、自己負担に対する資金調達が行われることや、長期かつ低利の資金の確保が必要ですが、民間金融機関や県と民間金融機関が協調した対応だけでは、リスク負担の問題などから、事業者が求めている要件を満たすことは難しいと思われれます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

1. 工事の低コスト化や、営業への影響を最小限にとどめる耐震改修工法の技術開発に民間と連携して取り組むとともに、開発された技術の普及促進を図ることを要望します。
2. 中小企業金融の円滑化の観点から、宿泊施設に対する融資が積極的に行われるよう金融機関に働きかけを行うとともに、政府系金融機関による融資において、更なる金利負担の軽減を図るよう要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

宿泊施設の耐震改修が促進され、宿泊客の生命や身体の安全性が向上するとともに、国の観光政策の下支えとなる宿泊施設の経営安定化が図られます。

23 日韓友好に向けた「朝鮮通信使」の活用について

【文部科学省、外務省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

2015（平成27）年の日韓国交正常化50周年を契機として、日韓友好の歴史的な象徴である「朝鮮通信使」を活用して将来にわたる両国の友好交流関係を構築すること。

- 1 朝鮮通信使関連資産のユネスコ世界記憶遺産登録に向けた日韓民間同士の取組を後押しするとともに、日韓政府共同で登録推進を表明すること
- 2 「朝鮮通信使」を活用した記念事業等を国家的な事業として位置付け、歴史的に大きな役割を果たしてきた本県やゆかりの全国各地において韓国と共同して開催すること
- 3 日韓両国で共同して、「朝鮮通信使」を世界に向けてアピールする海外観光客誘致のモデル事業とすること

釜山朝鮮通信使まつりでの武士団行列



対馬厳原港まつりでの朝鮮通信使行列



朝鮮国信使絵巻(部分)
「対馬歴史民俗資料館所蔵」

【1 朝鮮通信使関連資産のユネスコ世界記憶遺産登録に向けた日韓共同申請について】

○ユネスコ世界記憶遺産に向けた日韓共同申請とは

日韓国交正常化50周年を機に、朝鮮通信使の平和精神が未来にも伝えられなければならない人類の貴重な文化遺産であることを明らかにすることは、両国の友好を再確認するうえでも絶好の機会になると考えます。

朝鮮通信使に関わりのある国内15の自治体等が組織した朝鮮通信使縁地連絡協議会（縁地連）と、通信使の韓国側出港の地である釜山で組織され、通信使の顕彰を行っている釜山文化財団が協力して世界記憶遺産登録に向けた準備を進めているところです。本県および釜山広域市においても、この動きを後押ししていきます。

日韓・韓日議員連盟は平成25年11月30日、東京における合同総会において、朝鮮通信使の世界遺産登録へ向けての連携について確認しています。朝鮮通信使は、冷え込んだ両国関係の修復のための素材としても認識されています。

また、本県をはじめ朝鮮通信使の通った道に位置する自治体にとっては、地域の貴重な宝を再認識し、日韓両国そして世界に向けてアピールする素材になるとともに、関連施設等の再整備などを通じて地域活性化につながる起爆剤となり得るものです。

このため、朝鮮通信使が日韓共通の歴史遺産であることを踏まえて、世界記憶遺産登録の早期実現のために、縁地連と釜山文化財団の取組について、国が所有・管理する関連資産の登録に関する協力等の後押しを要望するとともに、日韓両政府共同で登録推進について表明することを要望します。

【2 朝鮮通信使を活用した日韓国交正常化50周年記念事業について】

○日韓国交正常化50周年記念事業とは

日韓両国は、2015（平成27）年に国交正常化50周年の大きな節目を迎えますが、一方で、日韓関係改善の目処は立っていません。

日韓関係の友好関係再構築は、両国の成長・発展に寄与するのみならず、現在の北東アジア地域の秩序の安定にも資するものであり、朝鮮通信使の「誠心交隣」の精神を現代の日韓関係に甦らせることは極めて重要であると考えます。

このため、朝鮮通信使を活用した日韓国交正常化50周年記念事業を平成27年に国家的な事業として実施することを要望します。

具体的には、朝鮮通信使の歴史に大きな役割を果たした本県をはじめ、朝鮮通信使が通った都市等を会場として、日韓間の主要会議や国際シンポジウムを開催すること、また、通信使行列の再現や、青少年交流及び囲碁・書・舞踊・写真等の両国民が参加することができるイベントを開催すること、併せて、地域の振興に資する観光物産展等の実施などを通して、両国民の友好関係再構築に向けての機運醸成を図ることを提案します。

【3 「朝鮮通信使」に関連した日韓共同海外観光客誘致モデル事業について】

○日韓共同観光誘致モデル事業とは

「訪日外国人3000万人プログラム」の早期実現を図るため、訪日外国人誘致の新たな視点として、「朝鮮通信使」をアピールし、日韓両国以外の国・地域からの誘客を図るなど、両国共同による海外観光客誘致モデル事業として実施していただくことを要望します。

24 原油価格高騰対策について

【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

原油価格高騰に伴う石油製品の価格上昇が、県民生活や産業に多大な影響を及ぼしているため、各種施策を講じること

- 1 農林漁業用のA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化を図ること
- 2 漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しを図ること
- 3 施設園芸セーフティーネット構築事業を継続すること
- 4 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化を図ること
- 5 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実を図ること
- 6 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度を創設すること
- 7 離島地域における揮発油税の減免等を行うこと

原油価格の推移(TOCOM)



【1 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化について】

○石油石炭税、軽油引取税の特例措置の免税・還付措置の恒久化とは

農林漁業に用いるA重油にかかる石油石炭税の免税・還付及び軽油引取税の免税については、現在、特例措置により行われています。

このうち、石油石炭税にかかる特例措置は平成26年度の税制改正により、平成28年度まで延長されたところですが、平成26年度期限となっている軽油引取税の免税措置とともに期限が設けられています。

原油の価格高騰が続く中、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため恒久化を望みます。

【2 漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しについて】

○漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しとは

漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティーネット構築事業が実施され、さらに、平成25年7月からは漁業用燃油緊急特別対策が実施され特別対策発動ラインを越える補填金に対する国と漁業者の負担割合を3：1とする等の対策がおこなわれていますが、当該対策は平成26年度末までが期限となっていることや、現在の発動ラインでは、適用される部分が少額であることから制度の恒久化や発動ラインの見直しが必要です。また、現在の補填基準は、燃油高騰が深刻になった時期の平均値であるため補填額が少額となっており、漁業者が考える高騰以前の価格とは未だ大きな差があります。そのため次の見直しを望みます。

- (1) 漁業経営セーフティーネット構築事業の発動基準の計算根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げること
- (2) 特別対策発動ラインを越える部分のみとなっている補填金の国負担割合の割り増しを補填金の全ての部分に適用するとともに恒久的な対策とすること

【3 施設園芸セーフティーネット構築事業の継続について】

○施設園芸セーフティーネット構築事業の継続とは

園芸用燃油の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する施設園芸セーフティーネット構築事業が、平成25年2月より実施され、H26年度も継続実施されることとなりました。燃油価格高騰は、生産価格へコスト高を転嫁できない農業経営の重い負担となっているので平成27年度以降においても、引き続き対策の継続を望みます。

【4 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化について】

○省エネルギーの取組に対する支援とは

- (1) 燃油価格高騰緊急対策にて、ヒートポンプ導入等を推進する施設園芸省エネ施設のリース導入支援が平成25年2月より実施されておりますが、燃油の高止まりが長期にわたり農業者の経営を圧迫していることを鑑み、平成27年度以降においては、これまでの支援の継続に加え、バイオマスエネルギーを利用した施設等へ高率助成を望みます。
- (2) 省エネ型漁業用機器設備の導入を支援する省エネ機器等導入推進事業について、平成25年補正予算により基金造成されましたが、支援が継続できるよう基金の増額と制度の延長を望みます。
- (3) 石油製品を多く使用する中小企業等では、その価格高騰により経営が一段と厳しさを増しております。そのような中、今国会（第186回常会）に小規模企業振興基本法案が提出されているところですが、この法案にある「小規模企業の活力が最大限に発揮」されるためにも、中小企業等が燃料費の節減を図るために行う省エネルギー設備・機器等の導入に対する支援について、補助率や補助限度額の引上げ等、更なる制度拡充を望みます。

【5 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実について】

○地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実とは

存続が危機に瀕している陸上交通、離島航路及び離島航空路については、生活交通ネットワーク計画に基づき、運行（航）欠損額を事前算定方式により支援されているところですが、燃油価格の高騰により、計画以上に欠損額が増加することが有り得ることから、事業者や地方公共団体の負担とならないよう、実績を踏まえた支援の実施と必要な予算の確保を望みます。

【6 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設について】

○輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設とは

運行（航）欠損額に対する支援制度のない地域鉄道や離島のジェットフォイル航路及び有明海航路等の輸送事業においては、燃油費高騰が続くと、運賃の値上げ（燃油サーチャージの付加を含む）や減便等を余儀なくされ、地域住民等利用者の利便性が大きく損なわれます。このような事態が生じないように、これらの輸送事業について燃油費高騰に対する支援制度の創設を望みます。

【7 離島地域における揮発油税の減免等について】

○離島地域における揮発油税の減免等とは

本土離島間のガソリン価格差は、平成23年度に創設された「離島ガソリン流通コスト支援事業」により縮小していますが、依然として本土と比較して割高になっており、特に原油価格高騰時の負担は大きくなっています。これらの価格差を抜本的に是正するため、地方財政に影響を及ぼさないように十分に配慮した上で、離島地域における揮発油税及び地方揮発油税の本則分を上回る特例分について、減免措置を講じるよう望みます。

また、揮発油税等の減免が実施されるまでの間、現在実施されている「離島ガソリン流通コスト支援事業」を継続していただくよう望みます。

25 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

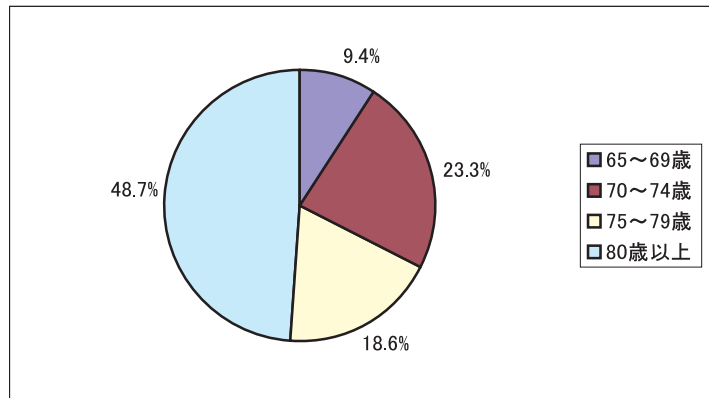
被爆70周年の節目となる平成27年を迎えるにあたり、被爆者の高齢化が進行し、要介護者が増加している現状を踏まえ、援護対策を充実すること

- 1 保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) 原爆症認定制度については、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、平成25年12月に決定された新基準の運用状況を検証し、より被爆者救済に資する制度となるよう、必要に応じて見直しを行うこと
また、原爆症の認定審査については、より一層の迅速化を図ること
 - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているので、特定健康診査の検査項目を追加するなど健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 介護保険利用に伴う援護対策における所得制限を撤廃するとともに、助成対象サービスの拡大及び地方負担の改善を図ること
 - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
特に、老朽化した長崎原爆病院の建替工事に当たっては、多額の経費を要することから、設置の趣旨に則り、特段の助成措置を講じること
 - (5) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
 - (6) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講じること
- 2 在外被爆者援護については、平成26年度から上限額の大幅増額や上限額超過分に対する措置の創設など、保健医療助成事業の改善が図られたが、在外被爆者救済の立場に立ち、居住国における実情を踏まえ、より利用しやすく実効性のある事業となるよう必要な措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 4 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断にがん検診を追加するなど内容等の充実を図ること
また、被爆二世に係る健康状況の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者支援事業の充実を図ること

被爆者の年齢区分

(平成26年3月31日現在 単位：人、%)

総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
50,269	4,725	11,722	9,347	24,475
100.0%	9.4%	23.3%	18.6%	48.7%



【1 保健医療福祉事業について】

◆原爆症認定について

○原爆症認定制度の検証と見直しとは

原爆症認定制度については、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」での検討結果を踏まえて、審査方針の見直し（非がん疾病についての基準緩和）が行われましたが、実際の認定審査における運用状況を検証し、認定範囲が従来よりも広がるよう、必要に応じて基準の見直しを行っていただくよう望みます。また、より一層の速やかな審査が実施されるよう望みます。

◆健康診断について

○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

平成25年度末の被爆者の平均年齢は79.99歳と高齢になってきており、被爆の影響によりガンなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、脂質検査、心電図などを追加して「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。

◆援護対策について

○援護対策における所得制限の撤廃とは

現在、所得制限により、制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じていますので、訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限を撤廃していただくよう望みます。

○介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善とは

認知症対応型共同生活介護をはじめ、介護保険等利用助成の対象外とされているサービスがあります。このため、すべての介護サービスについて、利用料の自己負担に対する助成を望みます。また、介護保険等利用助成に係る国庫補助は、予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているので、全額国庫補助としていただくよう望みます。

◆施設・設備整備について

○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

昭和57年に建設された現在の長崎原爆病院は、老朽化や狭隘性の面から早急な建替えが望まれており、平成27年度から建替えが計画されているところです。しかしながら、建替工事については、多額の経費を必要とし、病院単独での建設は困難な状況であることから、同病院が被爆者医療において果たしている重要な役割にかんがみ、特段の助成措置を講じていただくよう望みます。

◆原子爆弾小頭症について

○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから重い障害に苦しみ続けています。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきています。

については、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

◆地方負担について

○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実を望みます。

【2 在外被爆者援護について】

○居住国における実情を踏まえた援護措置とは

在外被爆者に対する保健医療助成事業については、平成26年度から上限額の増額や上限額超過分に対する措置等の見直しが行われましたが、居住国における被爆者や医療機関、医療制度の実態等を踏まえて、申請手続きの簡素化など、より利用しやすく充実した事業となるよう特段の配慮を望みます。また、在外被爆者の健康診断に要する費用については、十分な予算を確保されるよう望みます。

【3 調査研究の推進について】

◆遺伝的影響について

○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり今後とも十分な助成を望みます。

○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

（公財）放射線影響研究所において、平成19年度以降中断していた被爆二世の健康影響調査が平成22年度に再開されましたが、今後とも同調査の更なる充実が図られるよう望みます。

◆啓発活動について

○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すとともに、原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対する助成を望みます。

【4 放射線被曝（爆）者医療国際協力事業について】

○長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）とは

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者の救済を目的として、長崎県、長崎市、長崎大学、日本赤十字社長崎原爆病院、放射線影響研究所等が構成員となり、1992年（平成4年）に設立した組織です。

○事業への助成措置とは

ナシムでは、長崎大学や日本赤十字社長崎原爆病院と協力し、国外からの医師等の受け入れ研修及び専門家の派遣を行うとともに、ヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療における国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、是非、国からの助成措置を望みます。

【5 弔意事業について】

○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰霊のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう要望します。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

【6 被爆二世について】

○被爆二世の健康診断内容等の充実とは

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきていることから、以下のことを望みます。

- ア 受診人員に対応できる予算措置
- イ 健康診断の内容等の充実
 - a がん検診（6項目）の追加
 - b 委託単価の改善
 - c 受診者に対する交通費の支給
 - d 健康診断結果の集計の公表

【7 被爆体験者支援事業について】

○被爆体験者支援事業の充実とは

被爆体験者は高齢化しており、継続的な支援が必要であることから、以下のことを望みます。

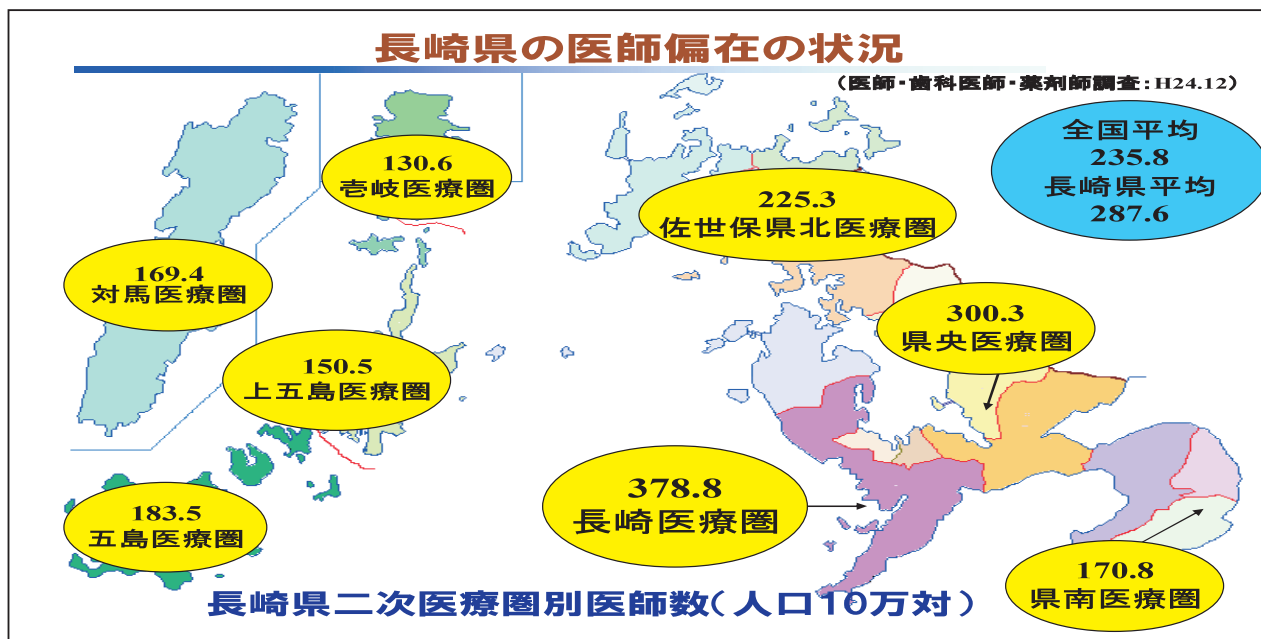
- ア 事業予算の確保
- イ 被爆体験者医療受給者証の更新期間の延長等更新手続きの簡素化
- ウ 認定疾患における対象合併症の拡大
- エ 県外居住の被爆体験者、及び原爆投下時胎児であった被爆体験者に対する精神影響に係る科学的検証
- オ 精密検査の実施など健康診断内容等の充実

26 離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島・へき地における医師確保のため、離島・へき地病院等への勤務を誘導するなどの新たな制度構築や卒後研修制度の見直しを行うこと
- 2 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、医師養成システムについて早急な見直しを行うこと
- 3 離島における看護職員確保のため、離職防止及び資質向上対策に係る費用について、新たな財政支援制度において十分な財源を確保すること



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

我が国の医師数は、数のうえでは増え続けている一方で、医師や患者の専門医指向などにより診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加したため、全国的に医師不足の状況にあります。

本県内においても、医師の都市部への集中などにより、地域間の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。

加えて、離島・へき地では、都市部に比べ、研修施設、症例数などの要件のため専門医の資格取得が難しくなり、医師の都市部への集中が進み、地域偏在・診療科偏在の一因となっています。

今後、大学医学部の地域枠の設定などにより、医師の供給数は増えていくものと思われませんが、効果が現れるまでには長期間を要し、速効性は期待できないと思われ、また、現行のままで、供給増分が離島・へき地の医師数の増加に繋がる保証もありません。

そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への勤務の誘導策や専門医を指向する医師に対する離島・へき地の勤務経験を評価する方法などが必要となります。

また、離島地域における看護師の確保は難しく、特に離島の基幹病院において、定員に対する常勤看護職員の不足状況が続いています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、諸外国に倣い、地域別や診療科別で必要とされる医師の適正数・適正配置の設定など、離島・へき地への勤務を促進するような国家レベルでの誘導策を検討することが必要であると考えます。
- 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするためには、指導のIT化の推進などによる離島・へき地における指導体制や症例数の確保などに関する取得条件についての見直しが必要であると考えます。
- 看護師の確保が困難な離島地域では、人事交流や研修、教育基盤の整備などによる離職防止対策及び確保・資質向上対策の充実が必要であると考えます。

《医師の地域偏在是正についての諸外国の取組》

- フランス
国が地域や診療科ごとに必要な医師数を調査し、病院ごとに受け入れる研修医の数を決定する。医学生は卒業時に国の試験を受け、成績上位の順に、希望する診療科や地域で研修できる。
- ドイツ
州の医療圏ごとに人口当たりの医師の定数を設け、定数の110%を超える地域では保険医として開業できない。
- アメリカ
各科の卒後研修プログラムは卒後医学教育認可評議会が定めた全米統一規格で実施されている。各科別に経験症例数、研修年限、定員の決まった認定施設で研修を終わらなければ専門医資格が取れない。国レベルで専門医の定数が定められている。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 離島・へき地地域の医師確保のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置を促進する新たな法整備や、初期研修（2年間）修了後、後期研修の一環として1年間、離島・へき地病院等での臨床研修の必修化など卒後研修制度の見直しを行うこと。
- 現在、国で進められている新たな専門医の仕組みの導入にあたっては、離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるような取得条件の見直しや、地域における専門医の分布状況等を的確に把握し、適正数・適正配置の設定を行うなど、診療科偏在の是正を実現する仕組みを早急に構築すること。
- 本土医療機関からの看護師派遣、離島と本土間の人事交流のための経費や本土地域と離島地域の交流及び研修などを通じて「しまの医療・魅力を体験してもらう」ための事業及び遠隔教育活用に係る費用に対して新たな財政支援制度において十分な財源を確保すること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 医師の地域偏在の早期是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- 離島・へき地での勤務が医師のキャリアパス上不利とならなくなり、地域医療を志向する医師が増え、診療科偏在の是正につながります。
- 離島地域における、量と質の両面において、安定的な看護職員の確保につながります。

27 情報処理技能者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

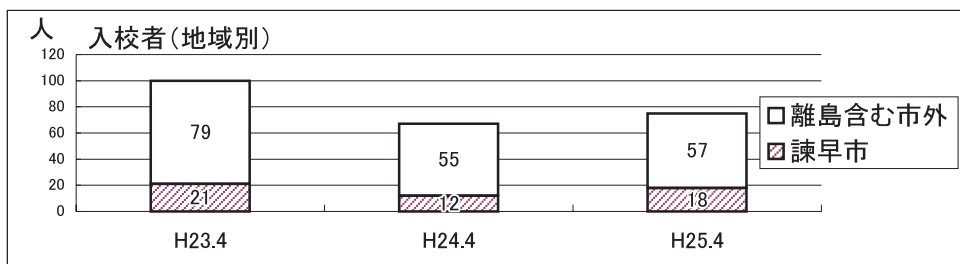
平成23年度から3年間、地元移管に伴う激変緩和措置として国の財政支援が行われ、平成26年度も延長して支援が行われているが、地域の雇用及び産業振興に重要な役割を担っている当該施設の機能維持のため、平成27年度以降も、引き続き全額国による継続的な財政支援を行うこと。

【入校状況】

人	H23.4	H24.4	H25.4	計
諫早市	21	12	18	51
離島含む市外	79	55	57	191
計	100	67	75	242

構成比

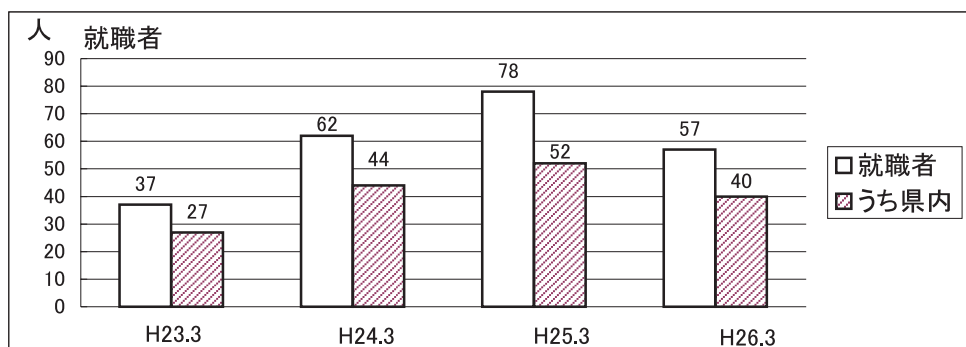
諫早市	21.0%	17.9%	24.0%	21.1%
離島含む市外	79.0%	82.1%	76.0%	78.9%



【卒業生の就職状況】

人	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3
卒業	54	77	88	60
求職者	49	73	84	60
就職者	37	62	78	57
うち県内	27	44	52	40

就職率	75.5%	84.9%	92.9%	95.0%
県内割合	73.0%	71.0%	66.7%	70.2%



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県の情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ（ICC）」は、昭和63年4月に、雇用促進事業団（独立行政法人雇用・能力開発機構の前身）が設置し、（職）西九州情報処理開発財団が運営してきたものです。

ところが、ICCを含む全国の情報処理技能者養成施設については、平成22年度末をもって、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務としては廃止されました。

その後、地元の諫早市が施設の譲渡を受け、運営は引き続き（職）西九州情報処理開発財団がしております。

平成23年度から25年度までは、暫定措置として国費による財政支援（施設整備費とコンピュータリース料）を講じていただき、さらに平成26年度まで支援を延長していただいておりますが、ここで支援が終了してしまいますと、平成27年度からの運営が非常に困難となることが予想されます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

この施設は、県内でも有数の工業集積がある諫早市に立地しており、市内に工業系学校がないことや、県内でも情報処理技術者を育成する施設が2校しかないため、多くの若者が入学を希望し、実績としても「情報処理技術者試験」において高い合格率を誇るなど優秀な人材を育成・供給しています。

○平成26年3月卒業生の「情報処理技術者試験（基本情報技術者試験）」合格率

- ・受験者数：48人
- ・合格者数：25人　合格率は、52.1%と極めて高い水準
- ・同試験の全国合格率は、平成25年春季＝23.0%、秋期＝22.1%

この施設はまた、学生寮を完備しており、入校生の約8割は、離島半島を含む県内各地から来ております。また、卒業生の7割は県内のソフトウェア企業等へ就職するなど、県内における情報技術人材の確保と、若者の県内定着にも大きな効果を上げております。

このように、本県の雇用及び産業振興にとって重要な役割を担っている本施設の運営を続けるため、地元諫早市からも、同施設の継続的な支援についての要望が出されております。

施設の効果的な活用を継続するためには、（職）西九州情報処理開発財団の自立した運営を促す必要がありますが、当該施設の存続のためには、当分の間、コンピュータリース料等に係る国の財政措置が不可欠です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

平成27年度以降も、引き続き国の責任において、確実にコンピュータリース料等に係る国の予算措置がなされることを要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

（職）西九州情報処理開発財団が、健全な財政運営に向けて体制を整えることにより、長崎県内における情報処理技術者の確保と若者の県内就職促進が図られます。

28 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直し、従前の制度に復元すること
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること
- 3 新たな地域振興対策の充実について
原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、UPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じること



【1 火力発電施設向け交付金の見直しについて】

○火力発電施設向け交付金の見直しとは

今回の原発事故による電力不足を契機として再生可能エネルギーの導入促進とともに、先に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、「発電（運転）コストが低廉で安定的に稼働できる電源となるベースロード電源」として石炭が位置づけられるなど安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されているところであり、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を早急に見直し、従前の制度に復元していただくことを望みます。

【H23年度から実施された削減措置】

- ・電源立地等初期対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・電源立地促進対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・電力移出県等交付金相当部分について、火力に係る交付金算定係数及び交付単価の引き下げ。

【2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について】

○対象地域の拡大とは

本県は、松浦市鷹島町が九州電力(株)玄海原子力発電所から最短で8.3kmの距離に位置し、従来の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（原子力施設から半径約8～10km）」（EPZ）にありながら、同原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金について、隣接市町の範囲（水域を隔てた場合の6km以内）に該当せず、交付の対象外となっております。

これまで国は、防災対策に係るEPZと電源立地の推進・運転の円滑化を目的とした交付金制度とは趣旨が異なるとされてきましたが、福島第一原子力発電所の事故で、原子力災害がEPZの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼすことが明らかになりました。

また、原子力規制庁が公表した放射性物質の拡散シミュレーションにおいても、松浦市など本県にまで放射性物質が拡散するとの試算結果が示されております。

原子力災害対策については、今回の事故の教訓等を踏まえて原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）において、新たに「緊急時防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね30km）」（UPZ）が定められております。

については、電源立地地域対策交付金等についても、原子力災害が広範囲で長期的に被害を及ぼすことを踏まえて、同様に交付対象地域を見直し対象範囲を拡大していただくようお願いします。

【3 新たな地域振興対策の充実について】

○新たな地域振興対策の充実とは

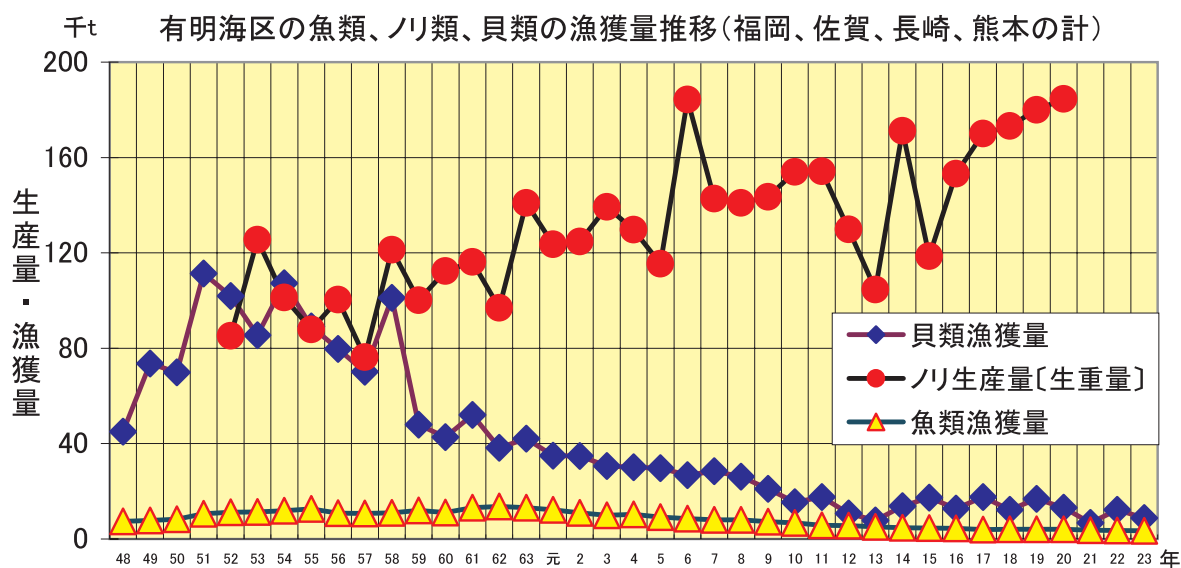
今回の福島第一原子力発電所の事故では、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、UPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じていただくようお願いします。

29 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 有明海の再生、水産資源の回復を図るためには、海域環境に影響を及ぼした熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因が考えられるため、それらを十分考慮した総合的な調査・研究を行うこと
- 2 有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づく有明海や橘湾（以下「有明海等」という。）の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策を提言すること
- 3 赤潮、貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制・軽減対策を確立すること
また、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害にかかる具体的支援策を確立させること
- 4 国は、有明海等の再生への道筋を明らかにし、漁場環境の保全、改善及び水産資源回復等による漁業振興を図るために実施する調査・現地実証事業等に関する財源の大幅な拡大を行うこと
- 5 有明海及び八代海で漂流物を回収する環境整備船について、有明海から漂流物が流れ込む橘湾においても活動できるよう体制の強化を図ること



(出典:「農林水産省 農林水産統計年報」) ※暦年で整理

【1 有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究について】

○有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究とは

有明海等漁業の不振には、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事や、ノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、多くの要因が絡んでいると考えられるので、総合的な調査・研究を要望します。

【2 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告について】

○有明海等の再生に係る評価を早急を実施するとともに、具体的方策の提言を行うことは

平成23年8月に有明海等特別措置法が改正され、有明海等総合調査評価委員会が随時開催できるようになるとともに、評価委員会の下で、生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会及び海域再生対策検討作業小委員会が設置され、今後実質的な評価が進むことが期待されます。

有明海等の水産資源等の状況を勘案すると、有明海等の総合的な調査結果に基づいて再生に係る評価を行い、それに沿った施策を実施することは喫緊の課題です。

については、有明海等総合調査評価委員会では、上記事項を速やかに評価するとともに、解明すべき課題等について具体的方策を提言するよう望みます。

【3 赤潮、貧酸素水塊等について】

○過去において、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊が原因とされるアサリへの被害、最近では平成21、22年にシャトネラ赤潮による養殖魚類への被害が発生しています。また、粘質状浮遊物が毎年継続的に発生し、漁具への付着や入網等により漁業へ支障が生じています。

については、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の科学的な発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制、軽減策の確立を要望します。

また、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は、赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられましたが、具体的にはどのような支援を国が行うのかが未だに明確ではないため、具体的支援策を確立するよう望みます。

【4 国が、有明海等の再生への道筋を明らかにするためについて】

○調査・現地実証事業に関する財源の大幅な拡大とは

有明海等再生のために行う総合的な対策である有明海環境改善のための調査・現地実証試験等、アサリ、アゲマキ、タイラギの生産回復対策に関する予算の増額を望みます。

参考 有明海再生のために行う総合的対策（平成26年度概算決定額1,350百万円）

1. 国営干拓環境対策調査	328百万円
2. 有明海特産魚介類生息環境調査	300百万円
3. 有明海漁業振興技術開発事業	400百万円
4. 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業	322百万円

【5 環境整備船の体制の強化について】

○有明海及び八代海の総合的な環境整備を図るため、国では九州地方整備局に2隻の環境整備船を配備し、浮遊ゴミの回収や水質・底質の各種調査などに取り組んでおります。九州北部豪雨に伴う漂流物の発生に対しては、その機能を十分に発揮され、大量の漂流物の回収に貢献していただきました。

しかしながら、有明海に隣接する本県の橘湾は、環境整備船の作業範囲とされていないことから、有明海で回収できなかった漂流物が流れ出て、漁業活動に支障が生じました。

このため、有明海及び八代海に隣接する橘湾においても、環境整備船による漂流物の回収ができるよう体制の強化を図る必要があります。

30 沖合漁業等に係る支援・措置対策について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

1 漁船保険制度の見直しについて

- (1) 本県の大中型まき網漁業や以西底びき網漁業は、対象資源の減少や燃油価格の高止まりにより漁業経営は厳しい状況にある。漁業経営の安定を図るため、総トン数100トン以上の漁船保険料についても国庫負担が適用されるよう制度を見直すこと
- (2) 沈没漁船の引き揚げ及び撤去には多額の費用が必要となることから、漁船船主責任保険における最大保障額までを義務加入とする旨の制度改正を行うこと。併せて船主の負担軽減のための助成措置を創設すること

2 経営安定対策と安全操業の確保について

- (1) 漁船漁業については、国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体の育成のため、水産業体質強化総合対策事業が実施されているが、もうかる漁業創設支援事業について、事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和や内容の充実を図ること
- (2) 漁船乗組員の安全を確保できるよう、海難事故防止対策の充実を図ること

3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について

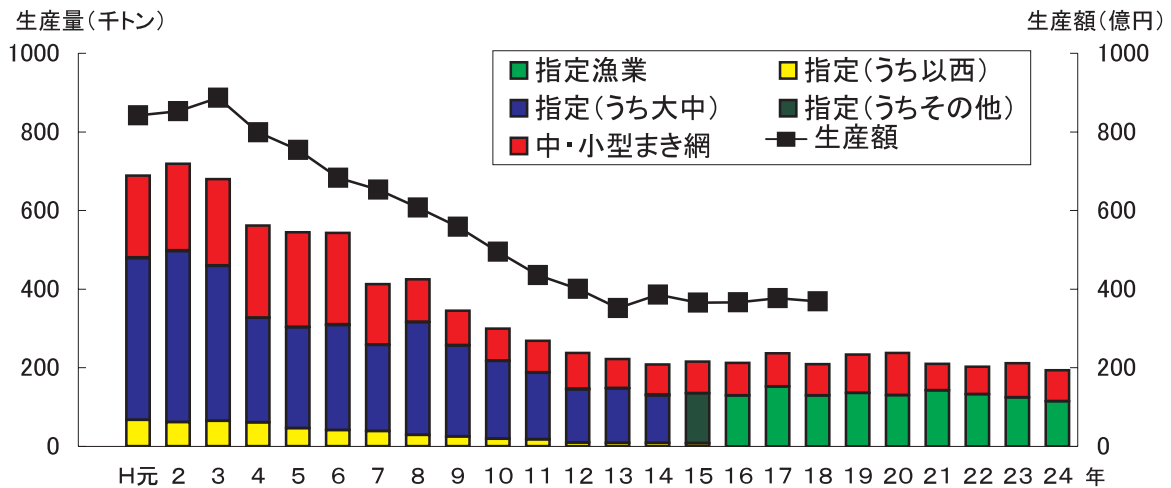
沖合漁業の持続的な振興を図るためには、適切な資源管理の実践や沿岸漁業等と調和した操業が前提となることから、これらを確実に推進するため、

- (1) 大臣管理漁業に対する適正操業指導の徹底及び取締を強化すること
- (2) 沿岸漁業との操業トラブル等を未然に防止するため、相互の話し合いの場を積極的に仲介することにより、これら漁業の共存共栄を図ること

4 漁業経営改善支援資金及び漁業近代化資金について

- (1) 沖合漁業等の経営環境が悪化するなか、漁業経営改善支援資金の利用促進を図るため、漁業経営改善計画の認定基準を緩和すること
- (2) 漁業経営改善支援資金の融資率拡充の要件を緩和すること
- (3) 漁船や漁具の更新に必要な漁業経営改善支援資金にかかる貸付限度額を拡充すること
- (4) 漁船の実耐用年数が延びているなか、漁業経営改善支援資金及び漁業近代化資金の償還期間を延長すること

長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



注)統計調査項目の変更等により平成15年から大中型まき網漁業、16年から以西底びき網漁業の区分がなされなくなった。

(長崎農林水産統計年報)

【1 漁船保険制度の見直しについて】

◆(1)

○漁業経営が厳しいとは

外国漁船との漁場競合及び漁場喪失による漁獲量の減少に加えて、燃油の高騰による漁業経費の増大により漁業経営は厳しい状況に直面しています。

○総トン数100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担とは

漁船保険制度は、「漁船損害等補償法」に基づき、漁業者が使用する漁船本体や漁獲物に不慮の事故があった場合、これらの損害を補填して漁業経営の安定を図ることが目的です。

現在、普通損害保険の加入漁船のうち総トン数 100トン未満の義務加入又は集団加入船の場合、国が保険料の国庫負担を行っていますが、この国庫負担を総トン数 100トン以上の漁船にも適用していただくべく、制度の改正が必要です。

◆(2)

○船主責任保険における最大保障額までの義務加入とは

「船主責任制限法」の改正により、船主が責任を持つ額が6億円に引き上げられています。

また、沈没した漁船の引揚げ及び撤去には多額の費用が必要となります。このため最大保障額(総トン数100トン以上の漁船では20億円)まで義務加入とすることが必要です。

○そのための国の助成措置とは

船主責任保険金額が大幅に増額されれば、船主が支払う保険料の負担が大きくなることから、船主の負担軽減のため、国の助成措置を求めます。

【2 経営安定対策と安全操業の確保について】

○国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体とは

燃油高騰等による経営の悪化、漁船の老朽化、外国漁船等との漁場競合などの厳しい環境の下でも、改革型漁船の導入等により、操業・水揚げ体制の合理化（コスト削減）を図っていける経営体を指します。

○もうかる漁業創設支援事業について事業者が取り組みやすくなるよう条件緩和とは

当該事業は、経営体質の強化に有効な事業であります。省エネ、省人、省力化は既に自助努力で行われていることから、事業を活用するにはミニ船団化等の取組しか対応できない状況で、これは即漁獲量の減少に繋がることから、現在の魚価安の状況では操業形態を大きく変えるような大胆な改革に取り組めない漁業者も少なくありません。そこで、安全性を重視した改革漁船の導入などの取組でも改革計画として認定されるよう、条件の緩和を要望します。

○同じく、内容の充実とは

当該事業においては、改革型漁船等の収益性改善の実証事業は3ヶ年、収益性回復の実証事業は2ヶ年を上限に用船料の助成があります。漁船漁業の場合、天候不順による出漁日数の減少、漁獲対象魚の来遊の減少、魚価安等により、漁業者の努力にもかかわらず、やむを得ず改革計画どおりの水揚げ金額を達成出来ない場合があります。また、構造改革の効果を出すためには、技術の習熟や流通の改善等に相応の期間を要します。そこで、例えば、助成の期間の上限を延長できるような制度、また、水揚げ金額不足分の基金からの助成率について、状況に応じて引き上げることが可能となるよう、制度の充実を要望します。

○漁船乗組員の安全の確保とは

沖合漁業については、乗組員の雇用を確保する必要があることから、海難事故防止対策を充実・強化する必要があります。

【3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について】

○適切な資源管理とは

漁業の持続的な発展を図るには、水産資源の適切な管理が必要であることから、「資源管理・漁業経営安定対策」等をはじめとする、国、県、関係団体及び漁業者が連携した資源管理の取組が必要です。

○大臣管理漁業に対する適正操業指導とは

関連法令や許可の制限条件等の遵守に関する指導や違反操業に対する取締りの強化はもちろんのこと、沿岸漁業者に配慮した操業の徹底等、操業秩序の確立に係る指導を望みます。

○沿岸漁業との調和とは

沖合域においては、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業と沿岸漁業との漁場競合が発生しています。沖合域の総合的生産力を発揮させるためには、沿岸漁業者と沖合漁業者の相互理解を深め、調和と共存共栄を図る対策が必要です。

【4 漁業経営改善支援資金及び漁業近代化資金について】

◆(1)

○漁業経営改善計画の認定基準の緩和とは

日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金を借り受けるためには、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく、漁業経営改善計画の認定を受ける必要があり、その認定基準は、「付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれること」とされていますが、現在、まき網等沖合漁業の経営環境が悪化している中で、基準を満たすことが困難となっています。

つきましては、多くの漁業者が同資金を利用出来るよう、漁業経営改善計画の認定基準の緩和を望みます。

◆(2)

○漁業経営改善支援資金の融資率拡充の要件の緩和とは

現在、漁業経営改善支援資金において、特認である融資率100%での融資を受けるには、①当該漁船が漁業構造改革総合対策事業によるものであり、②「取得した漁船（船団を構成した場合にあっては船団単位）の償却前経常利益が当該借入金の償還額の120%以上を確保することが確実と見込まれること」の要件を満たす必要がありますが、沖合漁業等は経営環境の悪化により、これを満たすことが困難となっていますので、要件のうち、②の項目を除く等により要件の緩和を望みます。

◆(3)

○漁業経営改善支援資金にかかる貸付限度額の拡充とは

漁船の建造等に係る貸付限度額については、平成25年度から、(2)の①及び②の要件を全て満たす場合の特認として、例えば、まき網漁船建造の場合1隻あたり8億5千万円から15億円に拡充されていますが、沖合漁業等は経営環境の悪化により、これらの要件を満たすことが困難となっており、現在の通常の貸付限度額8億5千万円では、漁船建造に必要な事業費が不足することから貸付限度額の拡充を望みます。

まき網漁船の漁具（網）の新規購入費用は、1億3,000万円程度が必要となるため、現在の貸付限度額1漁労体あたり1億円では不足することから、1億3,000万円への拡充を望みます。

◆(4)

○償還期間の延長とは

現在の償還期間は、15年以内（うち据置3年以内）となっているため、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期間の延長を望みます。

31 資源管理・漁業経営安定対策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

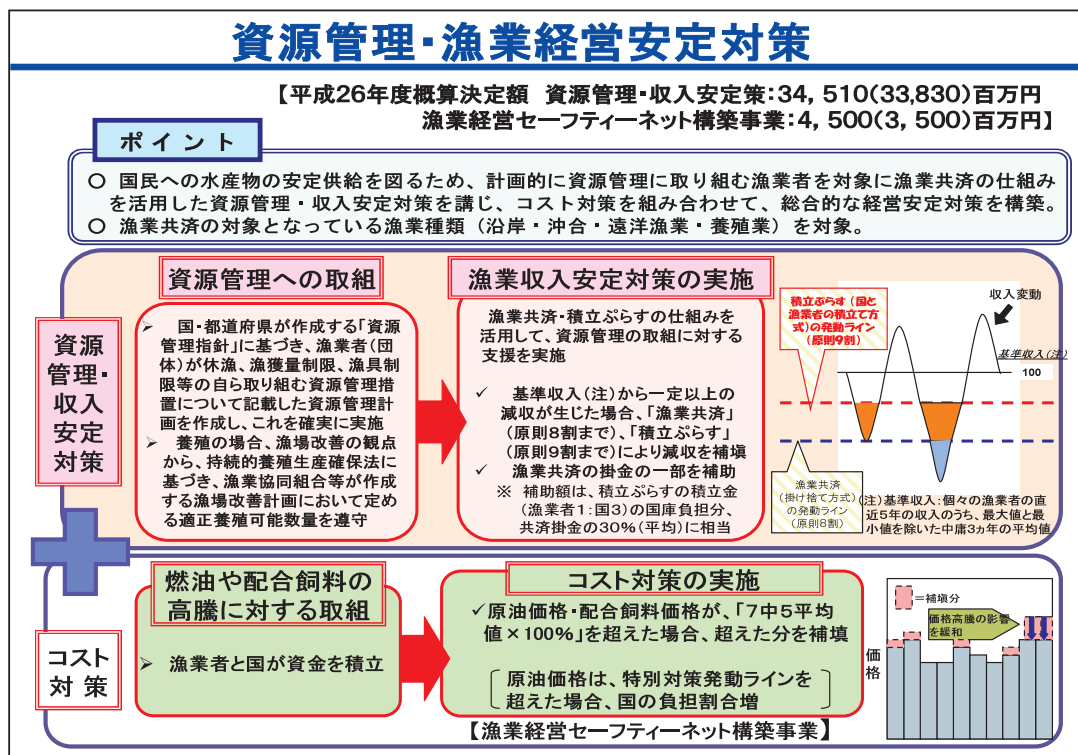
資源管理・漁業経営安定対策をより実効性のあるものとするため、次の見直し措置を講ずること

1 資源管理・収入安定対策（漁業共済、積立ぶらす）

- ・ 基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合でも、漁業者が減収部分に対する十分な補填を受けられることができるよう、直近最大値を用いるなど算定方法の見直しを行うこと
- ・ 漁業収入が基準収入を下回った場合は、その全額を補填の対象とできる制度とすること
- ・ 漁業共済の加入促進のため、全加入者に対して定率の国庫補助を行うこと
- ・ 本対策の対象となっていないトラフグとクロマグロの養殖1年魚についても、本対策が活用できるよう対象魚種を拡大すること
- ・ 漁場改善計画において定める適正養殖可能数量の算定方法の見直しを行うこと

2 コスト対策（漁業経営セーフティーネット構築事業）

- ・ 制度の実効性をより高めるために補填発動基準について燃油価格が高騰し始める平成16年4月以前の価格水準まで引き下げること
- ・ 現在、特別対策発動ラインを越える部分のみとなっている補填金の国負担割合の割り増しを補填金の全ての部分に適用するとともに恒久的な対策とすること



【1 資源管理・収入安定対策（漁業共済、積立ぶらす）について】

○基準収入の算定方法の見直しとは

資源管理・収入安定対策における基準収入の算定は、直近5年の漁業収入のうち、中庸3ヵ年の平均（5中3平均）を用いることとなっていますが、漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する十分な補填を受けることができませんので、漁業収入が漸減傾向にある場合は、直近最大値を用いるなど算定方法の見直しを望みます。

○漁業収入が基準収入を下回った場合、その全額を補填の対象とできる制度とは

本対策では、基準収入から一定以上の減収が生じた場合に、漁業共済（原則8割まで）と積立ぶらす（原則9割まで）でこれを補填する制度となっていますが、厳しい経営状況にある本県漁業者にとって、減収部分に対する完全な補填ではないため、経営安定対策という本来の目的の達成には至らないと考えますので、基準収入を下回った場合は、その減収全額を補填の対象とできる制度とすることを望みます。

○全加入者に対する定率の国庫補助とは

漁業の経営状況が非常に厳しい中、義務加入等に該当しない場合、漁業共済の掛金負担に割高感があることが、加入が進まない大きな要因となっていることから、共済への加入を促進するため、義務加入等に関わらず全加入者に対して定率の国庫補助を行うことを望みます。

○対象魚種の拡大とは

現在、トラフグとクロマグロの養殖1年魚が本対策の対象となっていないことから、これらの魚種でも本対策を活用できるよう、漁業共済対象魚種の拡大を望みます。

○適正養殖可能数量の算定方法の見直しとは

現在の適正養殖可能数量の算定方法は、平成18年から22年までの5年間の実績値の最大値と最小値を除いた3年間の平均を基準値とし、基準値を5%以上下回る数量とされています。このため、魚価の低迷、養殖用飼餌料の価格高騰により厳しい経営が続く中、種苗投入尾数を削減することは中小養殖業者や、既に活込尾数が制限されているマグロ養殖業者にとって経営への影響に対する不安が強く、本対策への参加が困難となっている原因と考えますので、持続的養殖生産確保計画に定める漁場環境の目標基準（溶存酸素飽和度70%以上、全硫化物量0.4mg/g乾泥以下等）を満たしている場合は、基準値そのものを適正養殖可能数量とするように算定方法の見直しを望みます。

【2 コスト対策（漁業経営セーフティーネット構築事業）について】

○補填発動水準の引き下げとは

漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティーネット構築事業が実施されていますが、現在の補填の発動基準は、燃油高騰が深刻になった時期の平均値であるため補填額が少額となっており、漁業者が考える高騰以前の価格とは未だ大きな差があります。また、原油価格の高止まりにより発動基準である7中5平均価格が上昇し続けているため補填額が圧縮されています。このため、発動基準の計算根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げることを望みます。

○補填金の国負担割り増しの全ての部分への適用及び対策の恒久化とは

平成25年7月から漁業用燃油緊急特別対策が実施され特別対策発動ラインを越える補填金に対する国と漁業者の負担割合を3：1とする等の対策がおこなわれていますが、当該対策は平成26年度末までが期限となっていることや、現在の発動ラインでは、適用される部分が少額であることから制度の恒久化や発動ラインの見直しが必要です。このため、特別対策発動ラインを超える部分のみとなっている補填金の国負担割合の割り増しを補填金の全ての部分に適用するとともに恒久的な対策とすることを望みます。

32 新たな農業・農村政策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 米政策の見直し、経営所得安定対策への支援について
 - (1) 米政策の見直しにおいては、地方と十分に協議の上、性急な見直しによる地域営農の混乱を招かないよう配慮すること
 - (2) 経営所得安定対策においては、土地利用型作物の産地拡大のため、米政策の見直しにかかわらず長期にわたる安定的な制度とすること
また、需給調整に伴う米の作付転換や水田フル活用に向けた取組をさらに進めるため、地域の実情に応じた地域振興作物の拡大や団地化等を支援する産地交付金を増額すること
- 2 農地中間管理機構事業及び人・農地プランの推進について
 - (1) 農地中間管理機構事業を活用し農地集積を加速化していくため、機構本体、県、市町、農委等の体制整備の充実が図れるよう農地中間管理機構事務費や農業委員会による意向確認等に要する経費、人・農地問題解決加速化支援事業の予算の拡充を行うこと
 - (2) 出し手農家の貸し出し意欲を高めるために措置されている経営転換協力金については、遊休農地を一部所有している農家であっても、営農利用している農地については交付対象とすること
 - (3) 不在地主や未相続の農地が多い離島や過疎地域においては、知事裁定による利用権設定は有効な手段であるが、担い手側の営農の効率化につながる畦畔除去等ができるような検討・整備を行うこと
- 3 日本型直接支払制度の見直し、事務の簡素化について
 - (1) 日本型直接支払制度の推進を図るため、多面的機能支払制度については、交付手続事務や現地確認等、制度運用に係る事務の負担軽減を行えるよう、制度の簡素化を進めること
 - (2) 中山間地域直接支払制度における畑の単価が水田に比べて安価となっているが、本県では果樹や野菜などの栽培が多く、生産維持管理コストがかかることから、畑の単価など制度の見直しを行うこと

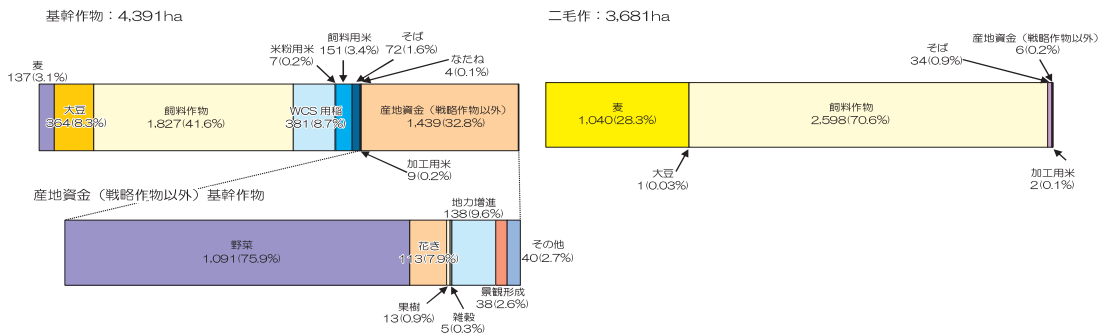
【1 米政策の見直し、経営所得安定対策への支援とは】

- 国は、需要に応じた米生産が行われるよう環境整備を進めるとともに、施策の定着状況を見ながら5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らざるも生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行なえる状況を、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととしていますが、生産現場には制度変更への不安があることからこの不安を払拭するよう十分な情報提供と環境整備を要望します。
- 経営所得安定対策は、農家の経営上不可欠となっていることから、米政策の見直しにかかわらず制度が長期に渡り安定して運用されることを要望します。
- また、食料自給率向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るとともに、地域の裁量で活用可能な産地交付金による産地づくりに向けた助成を充実することが示されました。本県は、離島・半島が多く耕地条件が恵まれないなかで、野菜や果樹等の園芸や畜産を主体とした複合経営が営まれており、生産条件不利地域においても、複合経営が安定するとともに、麦・大豆等の団地化推進等担い手の育成支援により水田農業を継続できるよう助成金額の増額を要望します。

本県主食用米面積と産地交付金の状況

	H23	H24	H25	H26
水田面積 (ha)	23,500	23,500	23,400	—
主食用米生産目標面積 (ha)	13,820	13,800	13,650	13,100
主食用米作付面積 (ha)	13,700	13,600	13,500	—
産地交付金当初配分額 (百万円)	214	214	223	344

H24水田活用の所得補償交付金の支払面積 (単位ha、カッコ内は全体に占める割合(%))



【2 農地中間管理機構事業及び人・農地プランの推進について】

- 農業競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地中間管理機構による集積・集約化活動が事業化され、国からは、担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進する目標が示されました。
- 農地中間管理機構事業を円滑に推進していくためには、機構本体、県、市町、農委等の推進体制整備が不可欠なため、農地中間管理機構事務費の拡充を要望します。
- 人・農地プランが中長期に渡り安定的な制度として運用されるとともに、県、市町村の人・農地プランの作成を支援する、人・農地問題解決加速化支援事業（人・農地プランの見直し支援、地域連携推進員の活動支援、農業経営の法人化等の支援）が継続され必要な予算が確保されることを要望します。
- 本県の場合、総農家数38千戸の内、47% 18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、経営転換協力金の活用が困難な状況にあります。また、未相続農地が多く存在し、効率的な土地利用に支障を来している現状があることから知事の裁定による中間管理権を取得した農地について畦畔除去、一部盛土等の農地の価値を損なわない範囲で、簡易な基盤整備が可能となるよう要望します。
- 担い手への農地集積をさらに進めるために、遊休農地の所有者も農地集積協力金の対象とするよう要件の緩和を要望します。

人・農地プラン作成の進捗状況

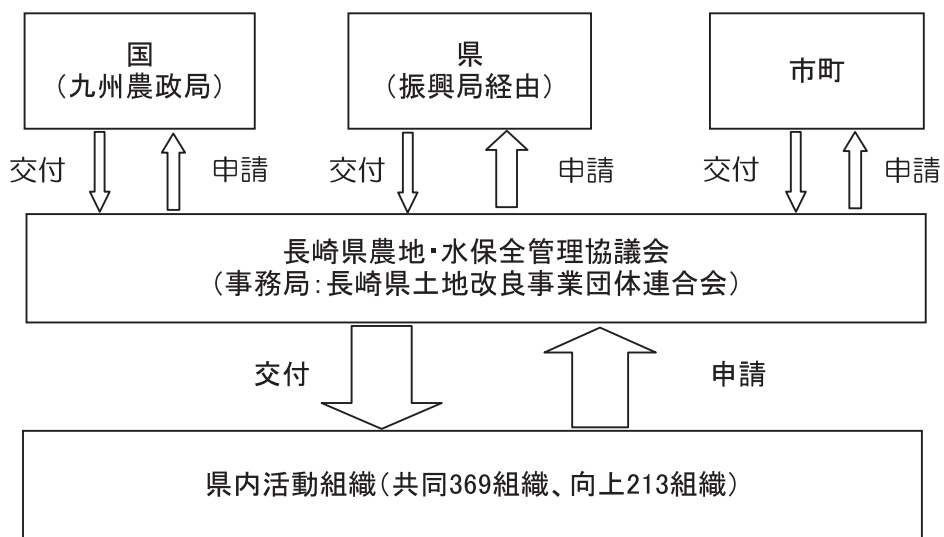
(平成26年3月31日現在)

	H24年度末時点のプラン策定数	H25年度末時点のプラン策定数
プラン数【市町数】	131【17】	180【21】

【3-(1) 多面的機能支払制度の事務の負担軽減とは】

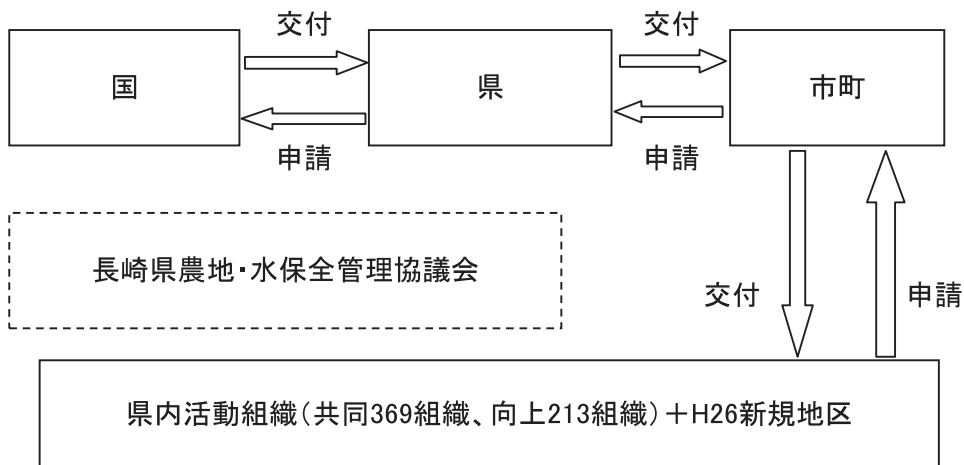
- 平成26年度より、市町村が毎年全ての農用地及び対象施設の保安全管理状況を現地見回りにより確認しなければならないこととなり大幅に負担が増加するため、負担軽減を図ることを要望します。
- 新制度では、旧農地・水制度から、対象活動の細分化や対象要件の追加が行われたことに伴い取組項目数が増加するなど制度が複雑化したため、活動組織が解り易い制度となるよう簡素化を要望します。
- 交付事務については、平成26年度より国から地域協議会を通じて活動組織に交付するルートに1本化し簡素化されたが、法制化に伴い平成27年度からは、国から県及び市町村を通じて活動組織に交付するルートに変更が予定されており、交付申請・繰越及び過年度交付金返還手続き事務等も変更となることから、現場の混乱が懸念されます。また、県及び市町村では交付事務手続き等の負担が増加することから、これらの事務負担軽減のため交付ルートは平成26年度と同一の方法となるような制度運用を要望します。

●平成26年度交付ルート



○平成26年度からは、農地維持支払・資源向上支払（共同活動、長寿命化）ともに、国から地域協議会へ交付される。（交付ルートを一本化）

●平成27年度交付ルート（法案より）

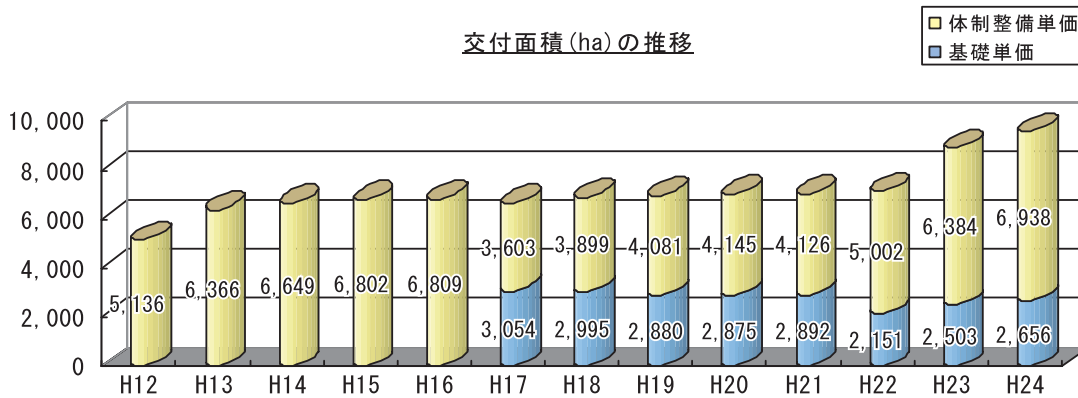


※平成26年度繰越及び過年度交付金返還手続きは、平成26年度交付ルートと同じになる。
 ※法案では協議会の位置付けは不明であるが、交付ルートは平成26年度と同一の方法が望ましい。

【3-(2) 中山間地域等直接支払制度における畑地の単価等の見直しとは】

- 本県の傾斜度別の耕地（農振農用地）は、水田1/20以上48%、畑15度以上9%と急傾斜の比率が全国（水田1/20以上14%、畑15度以上4%）に比較して著しく高く、小規模団地を形成している。
- 水田に比べて畑が低い単価となっていること及び傾斜基準が水田1/20以上（約3度以上）に対して畑15度以上と厳しい条件となっていることから、中山間地域等を多く抱える本県において制度推進を図るうえで、畑の単価設定見直し及び傾斜基準等の見直しを要望します。

中山間地域等直接支払制度の交付面積



中山間地域等直接支払制度の10aあたり交付単価(円)

地目	急傾斜(傾斜)	緩傾斜(傾斜)
水田	21,000(1/20以上)	8,000(1/100以上)
畑	11,500(15度以上)	3,500(8度以上)
採草放牧地	1,000(15度以上)	300(8度以上)

品目ごとの生産費(円/10a)

区分	品目	生産費
畑	ばれいしょ	143,000
	みかん	281,000
	小麦(畑作)	58,493
水田	米	140,030

※農林水産省の品目別経営統計及び農産物生産費統計より
生産費は全国平均値。ばれいしょは長崎県の実績

●平成25年度農地・水

取組項目	取組項目数
【共同活動】 ・基礎活動	80
・農村環境保全活動	39
小計	119
【向上活動】 ・施設の長寿命化	24
小計	24
合計	143



●平成26年度多面的

取組項目	取組項目数
【農地維持】 ・地域資源の基礎的な保全活動	35
・地域資源適切な保全管理のための推進活動	6
小計	41
【資源向上(共同)】 ・施設の軽微な補修	51
・農村環境保全活動	39
・多面的機能の推進を図る活動	7
小計	97
【資源向上(長寿命化)】 ・施設の長寿命化	24
小計	24
合計	162

19増加

- 1) 平成26年度の制度改正により、継続活動組織は制度移行に関する事務が増加し、対象活動の細分化や対象要件の追加などから、取組項目数が増加し事務が煩雑となった。
- 2) 市町村が行う現地確認については、平成25年度まで共同活動は「必要に応じて」、向上活動は「活動期間中に1回以上」とされていたが、平成26年度の制度改正により、毎年度かつ全ての協定農用地の保安全管理状況確認が必要となったため、事務負担が大幅に増加した。

33 豚流行性下痢対策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

豚流行性下痢の発生予防対策を確実にを行うために、感染ルートの解明を早急に行うとともに、まん延防止対策を強化するため、飼養衛生管理基準の見直しと併せて、農場等の消毒に要する機材等の整備への支援並びに農家の経営安定対策として資金制度の拡充を図ること

1 発生予防・まん延防止対策

- (1) 確実な予防対策を実施するため、疫学調査を強化し、早急に感染ルートの解明を行うこと
- (2) 発生予防並びまん延防止対策を強化するため、現行の飼養衛生管理基準に、と場等の関連施設、飼料業者など農場に入場する作業員や車両、共同堆肥舎等の共同利用施設における項目を新たに設けるとともに、現行の基準についてもより具体的な内容となるよう見直しを行うこと
また、併せて、マニュアルを整備するなど、統一的なルールづくりを行なうこと
- (3) 農家、と畜場において、消毒を徹底するための機器整備、消毒薬購入等への支援をする消費・安全対策交付金について、十分な財源確保を図り、地域の需要に応じた適切な交付を行うこと
- (4) 発生予防に有効なワクチンについては、安定供給を図ること

2 経営安定対策

豚流行性下痢発生による経営の悪化や、防疫対策に係る経費負担増による農家の資金面への影響を緩和するため、農林漁業セーフティネット資金の特例措置を設けるとともに融資枠の確保を行うこと

【豚流行性下痢対策について】

○感染原因の解明とは

これまで全国で38道県（H26.5.19現在）での発生が確認されていますが、その感染ルートは明らかになっていません。現在、本県では農家、飼料運搬車両、と畜場等における消毒強化を中心に防疫対策を行っていますが、今なお発生が継続しています。

確実な発生予防対策を実施するために、各県のデータを集積・分析し、早急な感染ルートの解明を要望します。

○飼養衛生管理基準の見直しとは

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法に基づき家畜伝染病の発生を防止するため、生産活動において農家が遵守すべき事項について規定したものです。

今回の豚流行性下痢の感染拡大の要因として、農場はもちろんのこと、と畜場や飼料運搬の車両、共同堆肥舎における交差汚染等が考えられます。発生予防並びまん延防止対策を強化するため、現行の飼養衛生管理基準に、と畜場等の関連施設、飼料業者など農場に入場する作業員や車両、共同堆肥舎等の共同利用施設における基準を新たに設けるとともに、現行基準についても、より具体的な内容となるよう見直しを要望します。また、併せて、マニュアルを整備するなど、統一的なルールづくりを要望します。

○まん延防止対策の強化とは

まん延防止対策を徹底するためには、地域全体での衛生対策が必要です。農家・と畜場において、消毒をはじめとした防疫対策を徹底するため、必要な機器整備・消毒薬購入や、死亡豚の保管設備整備等への支援について、需要額に応じた消費・安全対策交付金の財源確保を要望します。

○PEDワクチンの安定供給とは

ワクチンの必要量を把握しつつ、ワクチンが安定的に供給されることを要望します。

○資金制度の充実とは

発生農家での子豚の死亡による今後の売り上減少や、防疫強化による経費の増加など、資金面の影響に対応するための農林漁業セーフティネット資金について、資金の使途にPEDに対応する資金項目を設け、無担保・無保証人化等の特例措置を講じるとともに、十分な融資枠の確保を要望します。

1. 「資金の使途」にPEDにより経済的損失を受けた農林業経営の維持安定に必要な資金の項目を設けること
2. PEDにかかる資金については、特例措置の対象とするとともに、融資枠については別枠として確保すること

農林水産業セーフティネット資金特例融資の内容

	通常	特例
担保・保証	要	無担保・無保証人
貸付限度額	一般：600万円 特認：年間経費等の3/12以内	一般：600万円 特認：年間経費等の6/12以内
融資時期	通年	全国枠がなくなるまでの期間

34 TPPを含む農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

農林水産物の貿易自由化や国際的なルールづくりに当たっては、国民へ十分な情報開示や説明を行い、国民の理解を得ながら交渉を進めるとともに、国益と地域産業を守るために最大限の努力を払っていくこと

- 1 深刻な影響が懸念される農林水産業においては、その影響を克服するための構造改革に向けた道筋や具体的な対策を明確にしたうえで、国民的な議論を通して最終的な結論を得ること
- 2 TPPを含む包括的経済連携においては、米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、水産物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること
特に、引き続き協議することとなった日米間での交渉に当たっては、国会決議を踏まえ慎重に対応すること
- 3 日豪EPAの大筋合意に関しては、畜産経営等への影響について十分な検証を行うとともに、生産者が引き続き意欲を持って経営を続けるよう万全の対策を講じること
- 4 漁業補助金については、規律が設けられないようにすること。仮に規律が設けられる場合でも、真に過剰漁獲を招くものに限定し、必要な施策が実施可能となるよう確保すること。
- 5 WTO農業交渉においては、上限関税の設定は断固阻止し、重要品目の十分な数を確保するとともに、その取扱いの柔軟性を確保すること
- 6 WTO非農産品交渉においては、国内の水産産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること

◎ TPP交渉参加11ヶ国に対して関税を撤廃した場合の国の試算に基づいた農林水産物生産等への影響試算について

1. 国試算結果（平成25年3月15日公表）

- 農林水産物の生産減少額3兆円程度
- 食料自給率（供給熱量ベース）40%→27%程度
- 農業の多面的機能の喪失額1兆6千億円程度

2. 長崎県への影響額試算結果

- 平成23年農業産出額減少額369億円
基幹産業である離島における産出額減少額（平成18年試算）
49億円
- 平成23年漁業生産額減少額124億円
うち離島における生産額減少額（平成23年試算）
53億円

※国の試算結果に準じて試算

【1 農林水産業の構造改革に向けた道筋とは】

- 完全自由化により関税が撤廃又は上限関税が設定されれば、輸入農林水産物の価格が下がり、輸入の増加によって国内農林水産業に大きな影響がありますが、本県農林水産業は現在でも厳しい生産条件、環境下にあり、さらに輸入農水産物との競争に耐えられるような体力は現時点ではありません。また、農山漁村の有する多面的機能や地域経済など、地域そのものの存続にもかかわるような計り知れない影響が考えられます。

そのため、貿易自由化や国際ルールづくりの検討に先行して構造改革の道筋や具体的な対策を明確にしたうえで、生産者や国民の合意を得ることが必要であり、慎重に検討することが必要です。

【2 重要品目を関税撤廃の対象から除外することとは】

- TPPについては、貿易や投資、人の移動など幅広い分野での自由化を目指しており、全ての物品の関税を即時または段階的に撤廃することが原則となっていることから、我が国の農林水産業の重要な地位を占めている重要品目の関税が撤廃された場合、安価な輸入農水産物が大量に出回り、国内農水産業は大打撃を受けるため、関税撤廃の対象から除外すること。
- TPPの日米間協議については、日米首脳会議による共同声明（4月25日）において「両国は、TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した」とされている。今後の協議にあたっては、平成25年3月衆・参両農林水産委員会での決議内容を遵守し、本県農林水産業が深刻な影響を受けることのないよう慎重な対応が必要です。

【3 国内生産への影響が懸念される場合には万全の対策を講じることは】

- 日豪EPA大筋合意において、重要品目の関税撤廃は免れたものの、牛肉については段階的に関税が引き下げられていく内容になっており、飼料価格の高騰など畜産経営を取り巻く環境が厳しい状況にあるなか、今後、影響が出ないのか懸念されることから、畜産経営等への影響について十分な検証を行うとともに、財源確保を含め、万全な対策を講じていくことが必要です。

【4 漁業補助金については、規律が設けられないようにすることとは】

- 漁業補助金については、すべての補助金が過剰漁獲能力・過剰漁獲の増大につながるものではなく、仮に補助金による増長効果があったとしても、適切な資源管理の実施によりその影響は回避・低減できることから、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定するとともに必要な施策の実施が阻害されないよう例外規定を拡充することが必要です。

【5 上限関税の設定断固阻止及び重要品目の十分な数と取扱いの柔軟性の確保とは】

○ 上限関税の設定とは

関税の高いものについては上限を設け、その水準まで関税を引き下げるという考え方で米国が強く主張しています。例えば、上限関税100%の場合は、関税率が100%を上回る関税は100%以下に引き下げることが必要です。

上限関税が設定されれば、輸入農産物の価格が下がることから、本県の主要品目である肉用牛、米、豚、ばれいしょも大打撃を受けるため、関税の上限設定には断固反対します。

○ 重要品目の十分な数を確保とは

重要品目とは、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目のことであり、一般品目より高い関税をかけることで輸入が制限されていますが、国内農業の保護のためにも十分な品目の数の確保が必要です。

○ 取扱いの柔軟性を確保とは

重要品目については一般品目と異なり、関税の大幅削減は国内農業に大きな影響があることから、小幅の関税削減と一定の数量での低税率の輸入枠（関税割当枠）の拡大を組み合わせるといった関税削減方法に十分な柔軟性が必要です。

【6 国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールとは】

- 世界の水産資源が悪化している中、貿易の一律自由化は、輸出国における乱獲が助長され、中長期的には資源の枯渇をもたらし、貿易の持続的発展を損ないかねないため、有限天然資源である水産物の関税引き下げ方式は、品目毎の柔軟な対応が必要です。

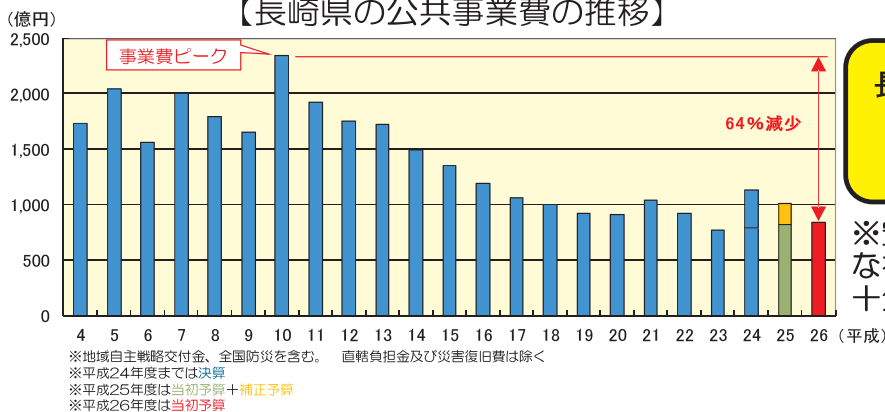
35 命と暮らしを守り災害に強い、安全・安心な社会づくりのための事業促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策や社会資本の老朽化対策を行うための予算を確保すること
 - ・道路災害防除事業、橋梁補修事業、舗装補修事業、電線共同溝事業
 - ・港湾改修（防災安全対策）事業
 - ・海岸事業
 - ・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）
 - ・急傾斜地崩壊対策事業
 - ・住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）、公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業
- 2 老朽化する社会資本を健全に維持し、安全安心を確保するため、点検や維持補修事業に関する施策拡大（適用拡大）を図ること
 - ・橋梁等の点検等における経費の県負担分の起債対象化
 - ・河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業の交付金化
 - ・砂防、地すべりの緊急改築事業における事業採択基準の緩和
 - ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- 3 通学路をはじめとする歩行空間等の安全安心を確保するため、予算の確保を図ること
 - ・交通安全施設等整備事業

【長崎県の公共事業費の推移】



長崎県の公共事業費は、ピーク時(H10)より64%も減少している

※安全・安心のために必要な社会資本整備はまだまだ十分な状況ではありません

【部門別の維持補修事業】

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	④県債	⑤一財	③市町費	
道路点検		65%	35%	0%	35%	0%	県負担分を起債対象
河川		補助事業なし					交付金の適用
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和
港湾		1/3~45%	41~50%	0%	41~50%	14~17%	浚渫事業の県負担分を起債対象化

※老朽化する社会資本の適正な維持管理のため、維持補修事業における施策の拡充（適用拡大）を強く要望します。

がけ崩れ被災状況 平成25年7月6日発生
佐世保市鹿子前町 鹿子前地区



家屋内被災状況

島原港 高潮時の浸水状況
平成24年9月 台風16号



通学路危険個所の状況
一般県道佐世保世知原線 田原工区



【1 県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策や社会資本の老朽化対策を行うための予算確保について】

梅雨前線に伴う大雨やゲリラ豪雨、また台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害等が生じています。

よって、防災能力を高めそれらから県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策はもちろんのこと老朽化対策の推進が必要です。

また、自然災害に備えて、住民の迅速な避難や緊急物資の輸送を確実にできる、道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化による緊急物資輸送のネットワーク構築が急務となっています。

これらの、課題・問題点を解決するために本県が望むことは以下の通りです。

- ・道路ストック総点検の結果による維持管理計画に基づく、橋梁、トンネル等の修繕事業や防災・減災事業に必要な予算の確保が必要です。
 - ・本県は多くの離島を有しており、被災時は緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況であり、耐震強化岸壁整備のための予算の確保が必要です。
 - ・本県の海岸線延長は全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中していることから、高潮被害等から県土と地域住民を守るために予算の確保が必要です。
 - ・河川改修事業による治水対策の推進のため、予算の確保が必要です。また、河川改修事業の前提となる河川整備計画策定に必要な調査についても交付金適用の対象となるようお願いします。
 - ・土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすいため予算の確保が必要です。
 - ・防災上、住環境上の問題を抱える密集斜面市街地の改善や老朽建築物の密集した市街地での拠点施設の整備並びに建築物の耐震化を推進するために予算の確保が必要です。
- また、公営住宅の長寿命化計画に基づき適切な予算の確保が必要です。

【2 老朽化する社会資本を健全に維持し、安全安心を確保するため、点検や維持補修事業に関する施策拡大（適用拡大）について】

老朽化が進む社会資本ストックの計画的で適切な維持管理や更新により、インフラを安全により長く利用できるようにすることが必要です。

橋梁、トンネル、砂防及び港湾施設については、施設を健全に維持するために交付金等の施策拡充が課題となっています。

また、河川においては、現在老朽化対策・維持補修に対して、事業メニューが全く整備されていない状況です。

これらの、課題・問題点を解決するために本県が望むことは以下の通りです。

- ・橋梁、トンネル等の点検等における経費の県負担分について、起債対象としていただきますようお願いいたします。（起債対象）
- ・河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業に対する交付金適用の拡大をお願いします（交付金化）
- ・砂防、地すべりに関する緊急改築事業の採択基準の見直しをお願いします（緩和）
- ・港湾施設の補修事業における泊地浚渫の県負担分を起債対象に見直しをお願いします。（起債対象）

【3 通学路をはじめとする歩行空間等の安全安心を確保するため、予算の確保について】

交通事故対策として、歩道等交通安全施設の整備を行っていますが、加えて平成24年以降、教育委員会、警察等と実施している通学路の合同点検に基づく対策の実施等、交通安全施設を整備するための予算の確保が必要です。

36 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること



【1】雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策について

○雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策とは

平成5年度に着手された雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、概ね9割が完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しています。しかし、普賢岳山頂には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されています。

また、現行砂防計画においては、溶岩ドームが崩壊した場合に想定される土砂災害の対応については対象外となっています。

平成23年3月から学識者を委員として設置された「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」と学識者と関係行政機関から設置された「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」において、溶岩ドームの崩落形態、それにより想定される被害並びにその対策が検討され、平成25年3月14日に下記のように取りまとめられています。

①溶岩ドームへの対応の在り方

- ・崩壊の可能性が高いと思われるケース3（1,793万 m^3 ）までの岩屑なだれと土石流に対して、水無川の既設堰堤を3m嵩上げすることが、効果を発揮する。
- ・崩壊の危険度の判断基準を設定する必要がある。また、情報提供手段や避難場所の設定等、関係機関との連携が重要である。さらに、突発的な崩落にも、備える「減災」に取り組むべきである。

②調査・観測体制の強化

- ・現在の調査観測に加え、溶岩ドーム全体及び周辺の挙動を継続的に観測するとともに、急な変化も把握し、総合的な変位傾向を解釈していくことが必要である。

上記のような既設施設の嵩上げや監視・観測・情報伝達・避難方法等のハード・ソフト両面からの減災対策については、高度な知見・技術力が必要であることから国による「雲仙・普賢岳火山砂防計画」に位置づけされ対応していただくことが必要不可欠であると考えます。

【2】九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

○国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターとは

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われておりますが、全国的に火山監視・観測体制は、縮小傾向にあると言われており、地震火山観測研究センターの施設におきましても、老朽化しています。

平成2年に約200年ぶりに再開した雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしましたが、当センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところです。

また、当センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展と4年毎の再審査による継続認定に必要な機関であり、平成22年12月に策定された基本計画でも、その役割が明記されています。

平成24年5月に日本で初めての「第5回ジオパークユネスコ国際会議」が開催された「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域住民が誇りを持ち地域経済の活性化にも寄与するものであり、ジオパークに欠くことのできない当センターの島原半島における存在は、本県にとって重要でありますので、今後も引き続き充実されることを望みます。

○雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化とは

九州大学地震火山観測研究センターは、溶岩ドームの崩壊や地震災害などに対し、住民の生命及び財産の保護と生活の安定を図り、災害に強いまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を担っております。

今なお普賢岳山頂部には溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、時々刻々変化する火山活動等を、今後も引き続き、当センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠でありますので、センターの機能につきまして、一層の充実強化を望みます。

37 鷹島海底遺跡の保存と活用について

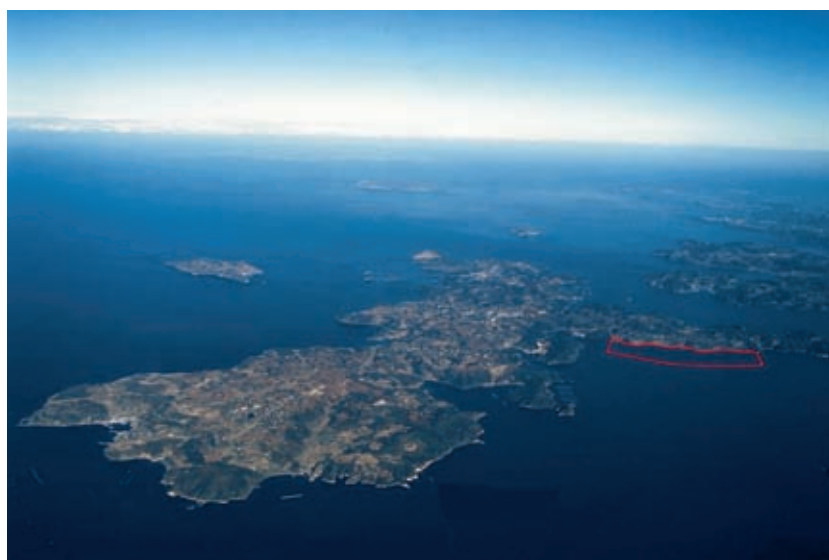
【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

水中考古学の専門研究機関を長崎県松浦市鷹島に設置すること



海底での調査状況



鷹島神崎遺跡

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・長崎県松浦市の鷹島海底遺跡では、1980年（昭和55年）から30年以上にわたり調査が行われ、これまでに、元寇に関わる多くの遺物が出土しています。
- ・2011年（平成23年）10月には、琉球大学の発掘調査により、元寇船の構造がわかる遺物（竜骨（キール））が初めて発見されました。
- ・こうした研究成果を受け、2012年（平成24年）3月に、海底遺跡としては国内で初めて、鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定されました。
- ・2013年（平成25年）に実施した県の調査や琉球大学での調査では、国史跡外でも元寇船に関連する遺物の分布が確認され、今後、国史跡の指定範囲がさらに広がる可能性が期待されます。
- ・現在、国内には海底遺跡など水中考古学を研究する公的な機関がなく、研究が遅れている状況です。
- ・海底遺跡の調査や遺物の引揚げ、保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的にむずかしく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応できるものではないと考えています。
- ・海洋国日本として、水中考古学の研究は重要なものであり、財政支援、研究者等の人材育成などについて、国策として取り組んでいただきたいと考えています。
- ・長崎県松浦市鷹島は、貴重な遺物が存在する海底遺跡を有しており、水中考古学研究の拠点として最適な場所です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・鷹島海底遺跡の元寇船について

元寇船の竜骨（キール）は約13mで、船底は二重になっており、竜骨とともに船の外板が発見されています。また、船体の上には磚や陶磁器などが散見されており、船の時期を決定する好資料となっています。

・元寇船の引揚げについて

船の引揚げについては、水深が深いため、作業の効率性が極端に悪く、且つ、損壊をしないような引揚げをするためには、相当な潜水技術、時間及び膨大な経費が必要となります。地元市が補助事業者として実施する場合、現行の国の50%補助金程度では、技術的、経費的な負担に耐えられません。

・保存処理等について

船体を引揚げた場合は、早急に脱塩とそれに続く保存処理が必要ですが、既存の保存処理施設では長さが足りず処理できないため、新たな特注施設の設置が必要となります。

船材の脱塩、保存処理には少なくとも10年を越す時間が必要ですが、その間の保存技術・経費等、膨大な負担となり、県・市レベルでの実施は困難です。

保存処理の終了後、船体の復元作業が必要になりますが、船体の専門家が県・市におらず、復元にも相当の時間がかかります。

日本初となる復元後の船体の適切な展示公開のために、新たに施設を建設する必要がありますが、負担が大きく、地元県・市では困難です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・今後の日本の水中考古学の拠点となる専門研究機関を地元松浦市鷹島に設置し、水中遺跡の調査研究及び保存管理等についても、国策として取り組むことを要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・専門研究機関が設置されることによって、中国・韓国などを初めとする諸外国との共同研究が可能となり、鷹島における「元寇」という史実を国内外に広く周知させることができるだけでなく、日本各地に残る水中文化遺産に対する保護・活用を図ることが出来ます。また、水中文化遺産の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することができるようになります。さらには、「長崎県」「松浦市」「鷹島」などの知名度があがり、研究者のみならず、一般観光客の増加が見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化につながります。